

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

申請承認書
集
排

叻書控級

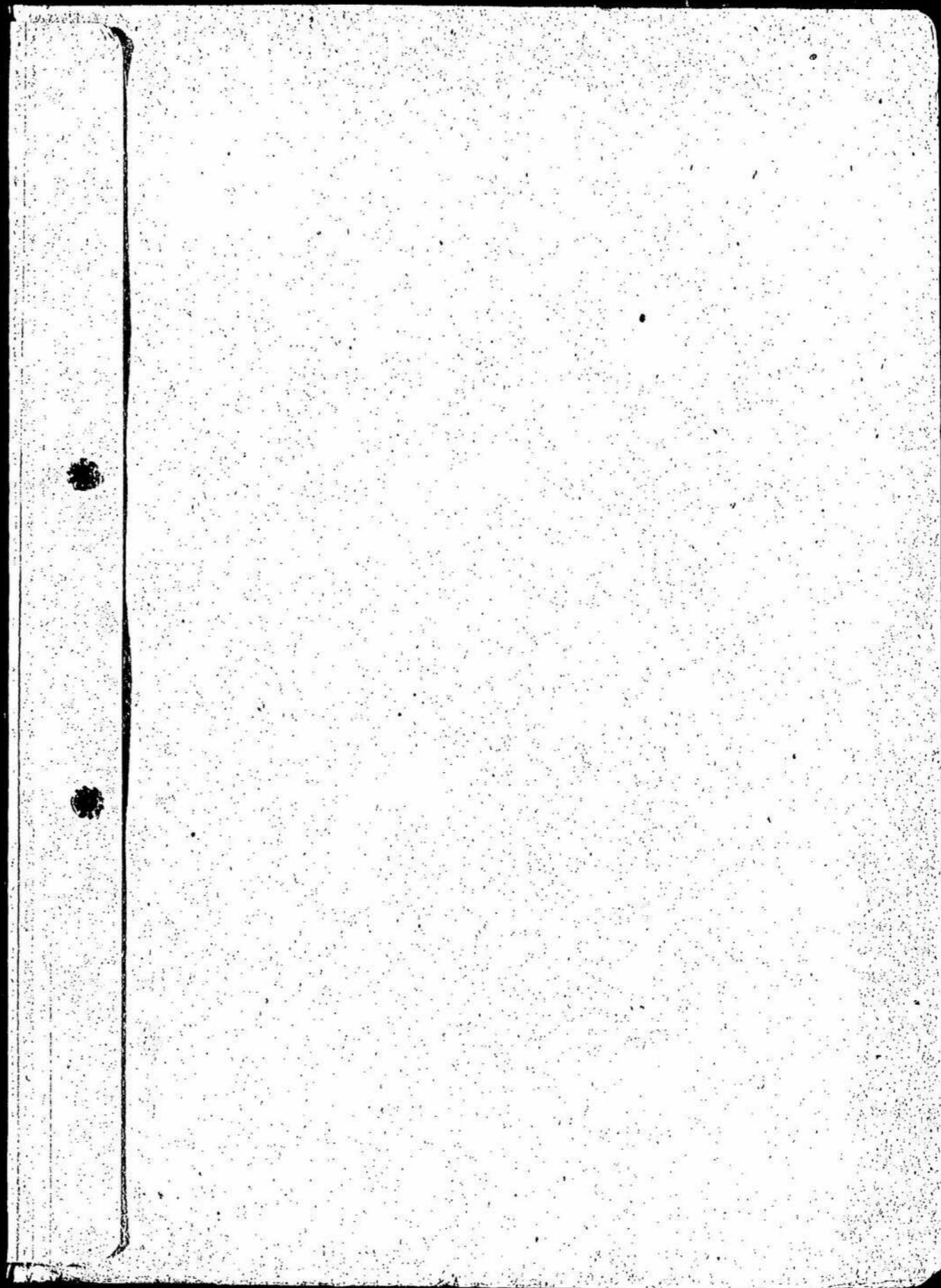
(一)

自才
至才
三
号

総務課

2730

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14 - 3
	② 2730



集排承認企第

一號

昭和二十三年

三月

一日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日東化學工業株式會社

取締役社長 藤山愛一郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、減資及び増資の件

但し左の條件を附します

「増資新株引受人が貴社が過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定せられたる事實を知らざることにより後日不測の損害を蒙るが如きことの無い様留意すること」

裏面白紙

集排承認金第 二 號

昭和二十三年 三月 二 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

富士電機製造株式會社
取締役 和 田 恒 輔 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、川崎工場旧青年学校建築改修工事ノ件

裏面白紙

集排承認企第

三號

昭和二十三年三月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

富田電機株式會社
取締役 富田恒輔殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、松本工場社定建設及び食堂磚堂移築

裏面白紙

55b

集排承認企第

四號

昭和二十三年

五月 二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

北越製紙株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

茲 月 拾 八 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞與の支拂に關する件

裏面白紙

集排承認企第

五號

昭和二十三年

二月二十八日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

大洋漁業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、捕鯨船建造追加資金

1. 追加借入一〇〇〇千円

2. 現金払戻四〇〇千円

3. 借入金消却五〇〇千円

評一〇申請の件

裏面白紙

384

企業第二部第一課

集排承認金第 六號

昭和二十三年 癸 月 拾 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



片倉工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條、二條の規定による申請承認の件

貳 月 九 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、片倉工業株式會社定款、章程、附屬書類

裏面白紙

集排承認企第 七 號

昭和二十三年 五月十一日



日本紡績株式会社殿

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、海南工場火災ニヨル被害設備復舊工事に借入金
許可申請(借入金四四八七一九六円八角)

裏面白紙

集排承認企第

九號

昭和二十三年 三月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



昭和飛行機工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物二棟賣却許可申請一件

條件 一、賣却代金は直に貴社の銀行勘定に預金すること。賣却代金は會社整理
應急措置法に基づき提出し、政府の最終的承認を受けた附屬業に従って
支出のこと。

二、賣價は評價額三三六、〇〇〇円を下りないこと。

裏面白紙

集排承認企第 一〇號

昭和二十三年 三月 十三日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本電氣株式會社

社長 渡辺 斌 衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

二、口債購入(戦時支松為)ノ為ニ金松戻ノ件

裏面白紙



249

莫排承認企第 一一號

昭和二十三年 三月 十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

株式會社 三 越 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月廿五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、未拂込株金徴收ノ件

司令部附帶條件

拂込催告ノ相手方が特種會社ナル場合ニハ、當該會社ハ拂込ニ
際シ企業再建整備法ニ準據シテ行フモノトス

裏面白紙

048

集排承認企第 一七號

昭和二十三年 五月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



日本ペイント株式会社
取締役社長 筑田勝二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

六 社宅新設 一件

裏面白紙

集排承認金第一号

昭和二十三年 癸 月 拾 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

企業第二部第一課



株式會社西松組殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

参月 日附貴社の申請にかゝる承認事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、定款変更の件ハ承認
- 一、役員選任の件承認
- 一、退任役員慰勞金贈呈の件ハ金額決定が別途申請あり、條件つき承認

裏面白紙



集排承認企第 一四號

昭和二十三年 三月十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電気株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、一九三五年型モーターセクション 一台賣却ノ件

附帶条件

賣却代金ハ直チニ銀行勘定ニ預金シ決定整備計画ニ従フテ支出スルコト

裏面白紙

集排承認企第 一五號

昭和二十三年 三月十五日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、余部工場修理費支出ノ件

以上

裏面白紙

244

集排承認企第 一六號

昭和二十三年 三月 十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本化藥株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、四月一日開催の株主總會附議事項

裏面白紙

343



集排承認企第 一七號

昭和二十三年 三月 九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式會社 神部滿之助殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、株主總會附議事項

但シ定款變更ハ有ラズ又令セテラズ

裏面白紙

242

集排承認企第 一八號

昭和二十三年 三月十五日

封

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

北越製紙株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七 條の規定による申請承認の件 条件付で

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資本増加関係条件

条件 | 別紙通り

349

依方一 監發一冊二
依方監發一冊二

〃 十 力

〃 十 力
依方監發一冊二

方製監發一冊二

〃 十 力

昭和 年 月 日

東京千代田区内中町二丁目一番地
株會社整理委員會
電話(東京)三七八〇一二番

別紙

條件

1. 特別及理會社ニ付スル未払上株金ノ徴収ハ再建整備法ニ從フベキ事
2. ~~増資ニ關シテハ申渡シ書ニ同條件タリトス~~
~~（註）是れ舊株會社ニ~~ 増資新株引受人ハ舊社カ過渡期力
 集申排除法ニ依リ規定ニ依リ指定セラレタル事實ヲ知ラレ
 事ニ依リ、後日不測ノ損害ヲ蒙ルカ如キ事、ナク様
 留意スル事
3. 一般ニ割当テラレル予定ノ一〇〇、〇〇〇株ニツキ従業員
 ニ購入ノ機會ヲ與ヘル事
4. 従業員並ニ役員ノ所有株式ノ処分ハ持株會社整理
 委員會ノ出ス指示ニ從フ事

以上

裏面白紙

集排承認企第一九號

昭和二十三年三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

三菱電機株式會社
常務取締役 関義長殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條^{の二}の規定による申請承認の件

二月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、社會事業共同基金應募免許申請件

裏面白紙

集排承認企第 一〇七號

昭和二十三年 三月 十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日 國 工 業 有 限 公 司 會 社 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、京都府京都市左区西京町一丁目一番地住居兼事務所
但し、京都府京都市左区西京町一丁目一番地住居兼事務所

以上

裏面白紙



集排承認企第 二一號

昭和二十三年 三月十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本水産株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノニ條の規定による申請承認の件

二月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、極洋捕鯨株式會社才ニ丸備船ノ件

裏面白紙

337

集排承認企第 〆 〆 號

昭和二十三年 三月 十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



帝國人達船務株式會社
取締役社長 大屋 晋三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月 九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本金分(久野島産業株式會社(主)と會食、建均費讓渡)の件
但し別紙の條件を附します

裏面白紙



集排承認企第 一七號

昭和二十三年 三月十六日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

東京都港区日本橋本町二
三井物産株式會社
社長 一井保造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
三月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、貴社が所轄社に運輸者讓渡を件
以上

裏面白紙

集排承認企第 二四號

昭和二十三年 三月 十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



東光電氣株式會社
取締役社長 福田 豊 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資本増加手續續行件

増資林引受人が会社が過度經濟力集中排除法第三條の規定より指定せられたる事項を知ラザレバ、後日不測
ノ損害ヲ蒙ルハ和キロトイテ保留スルコト
増資林引受人がタメニ公告ト從應ハ H.C.6.C.ノ事前承認ニ從フコト
再編成ノ終了ニ付 H.C.6.C.ノ事前承認ナクシテ全社役員並ニ従業員トシテ株式ヲ處分シナイコト

裏面白紙

集排承認企第 一五號

昭和二十三年三月十六日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



昭和電工株式会社
社長 日野京太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大野工場より川崎工場へアルミニウムファスバー移管ノ件

裏面白紙

集排承認企第 二六號

昭和二十三年 三月 十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



昭和電工株式会社
社長 日野原竹節 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大野工場より杉本工場へ單相変圧器 移設1件

裏面白紙

集排承認企第 二七號

昭和二十三年 三 月 十六 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



株式會社 日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備社内移転と之に伴う資金支出

裏面白紙

集排承認企第 二八號

昭和二十三年 三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日立造船株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條・二條の規定による申請承認の件

二月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、鍛工協議會賦課金支払

裏面白紙

集排承認企第 二九號

昭和二十三年 三月 十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

控

芝浦工廠株式會社
取締役社長 佐藤武夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

二月 四 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、工場製作所車輛運搬具賣却許可申請件

附帯條件

賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し、決定整備計畫に基き支出するを要す

裏面白紙

集排承認企第 三〇號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱電機株式會社
常務取締役 関義良殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、社内資産移転許可申請件

條件
設備、建設修理費、由、不、振、張、二、対、三、非、公、式、許、可、申、請、二、対、三、の、要、議、十、五、本、貸、借、入、金、六、預、金、引、出、
ヲ、行、フ、下、記、諸、事、ヲ、申、行、セ、ル、ニ、對、シ、原、料、設、備、下、地、の、施、設、三、償、元、取、ヲ、認、許、ス、ル、ヲ、承、認、ス、ル、ト、解、釈、シ、テ、
ナ、ラ、ズ、既、該、諸、事、は、政、策、ヲ、變、換、ス、ル、基、據、有、効、ナ、ル、
資、金、六、日、本、政、府、の、金、融、緊、急、措、置、法、第、四、條、に、規、定、ス、ル、解、除、ス、ル、引、出、金、ト、本、貸、借、入、金、ヨ、リ、許、可、セ、ラ、ズ、建、設、
費、是、限、六、日、本、政、府、の、金、融、緊、急、措、置、法、第、四、條、に、規、定、ス、ル、解、除、ス、ル、引、出、金、ト、本、貸、借、入、金、ヨ、リ、許、可、セ、ラ、ズ、

裏面白紙

集排承認企第 五 一 號

昭和二十三年 三月 十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎重工業株式會社

取締役 神馬新七郎 殿
整理部長

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條^二の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、川駐秘二七七号 建物(東州工場工員寮舎の一部)譲渡件
青印代金六直千三銀行勘定預金シ決定整備訂書ニ基キ支出スルコト

裏面白紙

集排承認企第 三二號

昭和二十三年 五月 十六日



川崎重工業株式會社
取締役 神島新七郎 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、川駐秘二四六号 建物(東洲工場工員宿舎二部)譲渡申
賣却代金ハ直々ニ銀行勘定ニ預金シ 決定整備計畫ニ基キ支出スコト

裏面白紙



集排承認企第 三 三 號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

帝國鑛業附屬

株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

三月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、南紀中文運搬場用地費却件
(別添附帯條件時)

裏面白紙

集排承認企第 三四號

昭和二十三年 三月 十六日

控

昭電三株式会社
社長 日野原 節三 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭電三
八月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、石田工場 建設費
カニヤン 建設費
附帯設備
全座緊急措置令及同項のニ基キ拂戻ヲ受ルル要ス。特定金融機關
ヲ以テ出資トスルヲ得ナシ。

裏面白紙

集排承認企第 三六號

昭和二十三年三月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、共同券券金委員會へ密附金支拂の件（八七〇〇〇円）
附帯條件
金融緊急措置命令及同改正に基く拂戻を受けるを要す

裏面白紙



集排承認企第 五七號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、遊休施設賣却の件(賣却価格三五〇,〇〇〇円)

附帯條件

賣却代金は直に各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社がある場合には、決定整備計画に基き支出するを要す

裏面白紙

022



集排承認企第 五八號

昭和二十三年 三月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電気株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、川谷工場共同専用電力線架設費負担金支出件

以上

裏面白紙

321

集排承認企第 三九號

昭和二十三年 三月十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

東京都港区本橋三丁目

三井物産株式会社

社長 一井保造

殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 三月 八日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、貴社所有不動産売却の件

(別添附簿籍附)

以上

裏面白紙

集排承認企第 四、號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



日産化学工業株式会社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七のニ條の規定による申請承認の件

三月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、浮間工場所有コイルライト処分に関する件
附帯條件

売却代金は直に各社の銀行勘定に入金すること、特別経営會社で
ある場合には、決定款準備計画に基き支出することとす。

裏面白紙

集排承認企第 四一 號

昭和二十三年 癸 月 拾 六 日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

片倉工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

貴社 月貳拾八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、横濱市中區山下町一八番地、土地ヲ全八五二五六平方尺新セル件
- 條件「新設代金」並ニ各社、銀行、信託、證券、不動産、特別整理會社等アル
- 場合ニハ、適當に支拂付付函ニ奉ル支出スルヲ認メ

裏面白紙



集排承認企第 四二號

昭和二十三年 三月 廿七 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

富士興業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、不動産処分許可申請ノ件

附帯條件 貴社代金は直ちに各社、銀行勘定に預金すること、特別經理會社に於ける場合は、決定整備計画に基き支出すること

裏面白紙



集排承認企第 四三號

昭和二十三年 五月 十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

理研重務株式会社
取締役社長 加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之二條の規定による申請承認の件

一月 / 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物一棟賣却の件

附帯條件 賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること。特別經理会社
である場合には決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第 四四號

昭和二十三年昭和廿四年三月廿七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱重工業株式會社
取締役社長岡野保次郎殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分の件（一月二十三日付申請 金沢市處在土地建物）

附帯条件 賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し、決定整備
計画に其全き支拂するを要す。



在野 衆議院 議員 藤田 泰之助 氏 宛
三浦 泰之助 氏 宛
三浦 泰之助 氏 宛

藤田 泰之助 氏 宛
三浦 泰之助 氏 宛

藤田 泰之助 氏 宛

96



昭和 年 月 日

東京千代田区内神町二丁目一番地

株會社整理委員會

電話號碼(分)三七八〇一二番

一 財産處分の件

(一月二十三日付申請)

長崎市處在建物)

附帶条件

前項に令じ

一 財産處分の件

(一月二十九日付申請)

長崎市處在建物)

附帶条件

前項に令じ

一 財産處分の件

(一月二十九日付申請)

長崎造船所横中グリ盤)

附帶条件

前項に令じ

一 財産處分の件

(一月二十九日付申請)

名古屋市處在上地)

附帶条件

前項に令じ

一 預金拂戻の件

(一月廿日付申請)

金額五四、二七一(一)

附帶条件

金融緊急の措置及令改正に基き、払戻を受けると要す。

持定金融機を以て貸付機を以てするを得る。

一 預金拂戻の件

(一月廿日付申請)

金額九一、二〇(一)

附帶条件

前項に令じ

以上

裏面白紙

集排承認企第 四五號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本蓄産株式会社 殿

取締役社長 田中東馬

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、田中工場竹炭小型鋸用車移動の由を件

附帯條件

本覽書ハ多該借入又ハ予金引出の必要トスル諸計畫ヲ實施セントスルタメテ原料、設備、施設ニ優先權ヲ与エルモノデハナイ。又既存の關係諸規定方針、手續優先權等、適用ヲ排除スルモノデハナイ。資本金ハ金融政策及同改正ニ基キ拂戻ケルナクハナシ。本覽書ニヨリ新設施設擴張改良タメテ諸資材ハ公定價格ヲ購スルコトヲ要ス。

裏面白紙

集排承認企第 四六 號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



有限 紡 績 株 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

一月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、岐阜工場、岐阜機械製造所、岐阜工場

但し、豊田代金の直上銀行勘合預金に、決て整備計画を要し、又、

以上

裏面白紙

集排承認企第 四ノ 號

昭和二十三年 三月 十六日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

會 敷 紡 績 株 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

一月三十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、松山工場附属土地一部譲渡案件

但し売却代金ハ直ニ銀行貯蓄ニ預金シ、決之整備付込ニ事ナ

又出スルニト

以ト

裏面白紙

集排承認企第 四八 號

昭和二十三年 參月拾七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



川崎産業株式會社

代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、岐阜縣十方町所在建物四賣却件(三二八〇円)

賣却代金八直千三銀行勘定預金に決定整備計畫ニ基キ支出スルヲ要ス

裏面白紙



集排承認企第 四九 號

昭和二十三年 三月 拾七日 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

芝浦工機株式會社

取締役社長 佐藤武夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く三續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 五日附貴社の中請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、工網製作所備品三九六賣却許可申請、件
 二、工網製作所医療器具及備品賣却許可申請、件
 三、工網製作所備品三七九賣却許可申請、件
 附帯條件、右三件の賣却代金は、何れも、直ちに銀行勘定に預金し、決定
 整備計畫に基き、支出するを要す。

裏面白紙

209

集排承認企第 五〇號

昭和二十三年 參月拾七日 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱電業株式会社
取締役社長 岡野保次郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

〃月〃日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産処分件 (三月五日分申請、長崎造船株式会社)

附帯條件

賣却代金は直ちに銀行勘定に預金すること、且決定
利息は計上せず、支払は、三月五日、第一七下を得ず
賣却代金は、評価格二六五、五〇〇、第一七下を得ず



307



Vertical text on the right side of the page, possibly a title or header.

Vertical text in the middle-right section of the page.

Vertical text in the middle section of the page.

Vertical text in the middle-left section of the page.

Vertical text in the lower-middle section of the page.

Vertical text in the lower-left section of the page.



昭和 年 月 日

東京都千代田区西幸町二丁目一番地
株會社整理委員會
電話掛座(分)三七八〇一二番

一、財産處分の件 (二月六日付申請 神戶造船所自動機艇)

附帶條件 賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し決定

整備計画に基き支出するに要す。

一、財産處分の件 (二月六日付申請 旧名古屋航空機製作所食堂)

附帶條件 前項に合し。

一、財産處分の件 (二月十九日付申請 航空機整理事務局長野本張の自動車)

附帶條件 前項に合し。

以上

裏面白紙



集排承認企第 五二號

昭和二十三年 參月拾七日 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三井精機工業株式會社
取締役社長 岡田千里 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分の件 (樋川町處在山林)

附帶條件
賣却代金は直ちに各社の銀行勘定の預金すること
且決定整理計画の基き支出するを要す。
賣却代金は評價額にて、〇〇〇〇〇と下るを得ず。

205



三井物産株式會社

東京市丸の内區本町一丁目

電話二二二二

支店 大阪 神戶 名古屋

京都 福岡 東京 横濱

仙台 青森 岩手 秋田

山形 宮城 茨城 栃木

群馬 埼玉 千葉 東京

神奈川 新潟 富山 石川

福井 山梨 長野 岐阜

愛知 三重 滋賀 京都

大阪 兵庫 奈良 和歌山

徳島 香川 高松 岡山

広島 山口 熊本 大分

福岡 佐賀 長門 山口

徳島 香川 高松 岡山

広島 山口 熊本 大分

福岡 佐賀 長門 山口

徳島 香川 高松 岡山

昭和 年 月 日

一、財産虚分の件

(福川町虚在建物)

附帯条件 差引却代金は直ちに銀行勘定の預金に決定
整備計画に基き支拂うるを要す

以上

東京千代田区西神田二丁目一番地
株會社整理委員會
電話掛座(分)三七八〇―二番

206

裏面白紙



集排承認企第 五三號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日國工業株式會社
取締役社長寺田道彦殿

三三挿入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

三月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産処分許可申請一件

裏面白紙

集排承認企第 五四 號

昭和二十三年 三月 十六日

控

山下汽船株式會社
取締役社長 森 熊一 殿

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二條の規定による申請承認の件
二月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、山下汽船株式會社社長修繕ノ件
但し條件別紙ノ通り

裏面白紙

集排承認企第 五五號

昭和二十三年 三月 十八日



日本鉱業株式会社
取締役社長 岡野 博 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
七月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、春日鉱山事業設備ノ新設改良ノ件
別紙 附帶條件付

裏面白紙



集排承認企第 五六號

昭和二十三年 三月 十八日



日本製鐵株式會社
取締役長 三鬼 隆 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七、八條の規定による申請承認の件
二月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、幸勝丸賣卸件

裏面白紙

集排承認企第 五七號

昭和二十三年 三月十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

二月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、輸西製鐵所工地上賣却ノ件

裏面白紙

集排承認企第 五八號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式会社神戸製鋼所
取締役社長 町永三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物賃貸料ノ件（大久保工場内建物）

裏面白紙

集排承認企第 八九號

昭和二十三年 三月 十八日



株式会社神戸製鋼所
取締役社長 永三郎 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 七 條の規定による申請承認の件
十二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、銀行予金引出件(四六九五〇円)
帝國銀行神戸支店より鑄造工場修理ノ為

裏面白紙

28

集排承認企第 六〇號

昭和二十三年 三月 八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式会社神戸製鋼所
取締役社長 所永三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

二月 四 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、鉄業の取消の件

裏面白紙

集排承認企第 六一號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



株式會社神戸製鋼所
取締役社長 町永三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 x 條の規定による申請承認の件

二月 二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産賣却の件（八〇〇〇VA 変元器）

裏面白紙

集排承認企第 六二 號

昭和二十三年 三月 十七 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



敷 紡 績 糸 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

二月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、(本条部)
杉並区竹久春泰社ノ件
但し春泰社ノ金口直上銀行部ノ決定ニ基キ
支出ノト、春泰社ノ金口洋債額ニ七、〇〇〇日ヲ以テ得ズ
以テ

裏面白紙

集排承認企第 六三 號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



倉敷紡績株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、中島半島の工場土地建物等事件
（但し貴社が全直接間接子会社として設立し、その資本の基礎をなす）

裏面白紙

控

集排承認企第 六四 號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本精工株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{一、二}の規定による申請承認の件

一月廿九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、電機(名古屋)三本表卸(伊豆)金田(同)
債之別紙附市券付通り。

裏面白紙

控

集排承認企第 六五 號

昭和二十三年 三月 十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本精工株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

二月六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、炭掘機械賣却一件(賣却價移屋三〇〇〇圓)
但し別紙所載案件付

裏面白紙



集排承認金第 六六 號

昭和二十三年 三月 十七日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

トヨタ自動車工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

手削除 第七條之二 條の規定による申請承認の件

一月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業會へ分擔金拂込とトコレニ伴う預金持戻し許可申請書ノ件
「附帶條件」金融緊急措置置令及同改正ニ基キ拂戻ヲ受テルヲ要ス。
特定金融機關ヲ貸出機關トヨルヲ得ナイ。

裏面白紙

集排承認企第 六七 號

昭和二十三年 巳 月 十七 日

(控)

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大阪商船株式會社
取締役社長 伊藤武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條之二條の規定による申請承認の件
二月三 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、電話機^{二台}の件
但附帯條件別紙の通り

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町三丁目二番地
持株會社整理委員會
電話掛號(留)三七八〇一二番

附帶條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に現金するに
特別経理会社である場合には
法廷整備行為に必要とする要す。

裏面白紙

接

集排承認企第 六八 號

昭和二十三年 五月 十八 日

日平産業株式會社
取締役社長 杉本 邦一 殿

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條之規定による申請承認の件
六月 七 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、豊橋市新築工場賣却一件
俱備要件別紙通り

裏面白紙



集排承認企第 六九號

昭和二十三年 三月 十七日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國纖維株式會社

取締役社長 佐々木 義彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の二}の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化學纖維工業會の賦課金支拂^{の二}件

賦課金額 一八四、六八一圓

附帯條件

金融緊急措置命令及同改正に基き増徴を要するを容す
特定の金融機關を發出機關とするを認む

裏面白紙

287

集排承認企第 七〇 號

昭和二十三年 三 月 十七 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



近江獨資株式會社

取締役社長 夏川嘉久 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、日本生糸株式會社の株式譲渡申請の件

株式譲渡申請書

附簿

貴社が提出された申請書及び関係書類を、本委員会が審査し、右記事項は承認したものと認めます。特許申請書類を提出されたものと認めます。

裏面白紙



集排承認企第 七 一 號

昭和二十三年 三月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

帝國人造絹絲株式會社
取締役社長 大 屋 晋 三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{の二}の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本^(化学)纖維工業會の賦課金支拂の件

賦課金額 二、三六、五〇八圓

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き賦課を受けざるを要す、
特定の金融機関を貸出機関とするを得ない

裏面白紙



集排承認企第 七二 號

昭和二十三年 三月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レーヨン株式會社
常務取締役 木村 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、白木化学繊維工業會の賦課金支拂の件

賦課金額 三四六、八三二圓

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す
寫定の金融機關を貸付機關とするを得不い

裏面白紙



集排承認企第 七五 號

昭和二十三年 三月十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レコード株式會社

常務取締役 木村 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大坂営業所購買の土肥うま社宅購入と自己資金確保の件

金額一八〇,〇〇〇圓

裏面白紙



集排承認金第 七四 號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

會兼新織株式會社

常務取締役 仙石襄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化学繊維工業會の職課金文庫の件

職課金額一八三、六五四圓

附帶條件

金融緊急措置命令及同改正に基き排定を及ぼすを要す
特定の金融機関を貸出機関とするを請ない

裏面白紙

集排承認企第 七五號

昭和二十三年 三月十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱電機株式會社
常務取締役 関義長殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、神戸製作所設備購入並借入金許可申請の件

條件

金融緊急措置令及同改正に基づき所定より受入るべき借入金、借入金、金融機関より貸出
機上より貸入、
借地契約の貸賃人より思ひやり解約シ得ルモノトス

裏面白紙

集排承認企第 七六 號

昭和二十三年 三月 十七日

控

大阪商船株式會社
取締役社長 伊藤武雄 殿

持株會社整理委員會
企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二條の規定による申請承認の件
二月三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、電話機^{送電}の件
但附帯條件別紙の通り

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町二丁目一番地
株 會社整理委員會
電話掛號(57)三七八〇―二三番

附帶條件

東京郵代金口座名義の銀行振込に於ては、特別控除の適用がなされる
場合、決定額を銀行に基き支拂するに要す。

裏面白紙



集排承認企第 七 七 號

昭和二十三年 三月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

敷島紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

記

一、日本紡績同業會への分擔金拂込みと、これに伴う予金拂戻の件
 附帯條件
 金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けようとする要す。特定の金融機関
 を貸主機関とするを得ない。

裏面白紙

集排承認企第 七八號

昭和二十三年 三月十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱化成工業株式會社 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七〇二條の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化學纖維工業會の賦課金支拂の件

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す

特定の金融機關を貸出機關とするを得ない

裏面白紙

集排承認企第 ㄨ九 號

昭和二十三年 三 月十八 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化学纖維工業會の財課金支拂の件

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるとせず
特定の金融機関を貸出機関とするを得ない

裏面白紙

集排承認企第 八〇號

昭和二十三年 三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本コロムビア株式会社 殿

過度經濟力集中排除法に基く三續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備新設(川崎市磯子区用住宅分譲) 1件
附帯條件

金融票名指置令及同法正五其十、移戻日台ルヲ要ス、指定金融機因リ、債権機因トスルヲ得ナイ

裏面白紙



集排承認企第 八一號

昭和二十三年 参 月 拾 九 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

帝國石油株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

参 月 拾 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備新設(石油試掘権取得)許可申請書の件

裏面白紙

集排承認企第 八二號

昭和二十三年 三月 十九日



日本鑛業株式会社

取締役社長 岡部 楠男 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
一月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、高山鉱山 財産処分ノ件

別紙 附帶條件附

37.8500

裏面白紙





集排承認企第 八三號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼 隆殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七、二條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
二月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所附屬病院用吸分光分柙装置一式購入件

裏面白紙



集排承認企第 八四號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

昭和二十三年 第二條の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、八階製鐵新従業員社免新設工事費用追加額 九、五三九六〇圓掛戻件

裏面白紙

集排承認企第 八五號

昭和二十三年 三月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



倉敷紡績株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社(倉敷)の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業會より分租金払込ト之に伴う預金払込トノ件、
但し全額撥入指差命令及同法に基き特許ノ
金租同業會機械トテ之傳テ

以上

裏面白紙



集排承認企第 八六號

昭和二十三年 五月 十九日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村 成
倉敷貯蓄株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
三月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本たばこ産業株式會社、賦課金反拂許可申請件、
但し賦課金 三、一、六、四、二、四

裏面白紙





集排承認企第 八七號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村 成

日東紡績株式會社 殿

三上 紳 大

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 七 條の規定による申請承認の件

一月 廿四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業會、分擔金拂込^{三上}三件、予金拂戻^レ一件。
(金一六七、四三二)

裏面白紙

集排承認企第 八八號

昭和二十三年 三月 十九日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日東硝子株式會社 殿

三子理入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

十二月三十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化学工業會 鹽課 全五拂許可申請件
集烟課 全百三〇二三号

裏面白紙



集排承認企第 千八百九 號

昭和二十三年 三月二十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大和紡績株式會社
取締役社長 加藤 公 人 殿

手摺入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 十 條の規定による申請承認の件

一月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本紡績司業會へ、金控金拂込ミトコレニ伴フ預金拂戻シノ件

附帯條件

金控緊急措置令及司改ニ基キ拂込ヲ受ケルヲ要ス特定ノ金額
核對ヲ受左様トスルヲ得ナシ

裏面白紙

集排承認企第 九〇 號

昭和二十三年 三月十八日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

日 清 紡 績 株 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業令(分担令)拂込ミトコレニ伴フテ全拵戻シ許可申請ノ件
條件
金融緊急措置令及同改正ニ基キ拵戻シヲ受ケルヲ要ス、特定金融
拵戻ヲ貸出特肉トスルヲ得ナイ

裏面白紙



集排承認企第 九一號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

東洋紡績株式會社 殿

三〇年申入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月三十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、日本女子織造工業會、賤深金互研許可申請件、
但し賤深金七二二三五円

裏面白紙



集排承認企第 九三 號

昭和二十三年 三月十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

東洋紡績株式會社

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業令(分社)を拂込ミトコレニ伴フテ令拂戻シ許シ申請ノ件
條件

令(融)緊急措置令(同改正)ニ基キ拂戻シテ受ケルヲ專ス。特定ノ
令(融)採買ヲ貸出採買トスルヲ後ナイ。

裏面白紙



集排承認企第 九三號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

大連産業株式會社 殿

三子押人

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本経済同業會より分撥金拂込ミトコロレニ付テ予金拂戻シ許可申請件

裏面白紙



集排承認企第 九四號

昭和二十三年 三月十九日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大日本紡績株式會社
取締役會長岩田宗次郎殿

手押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本化学工業株式會社、賦課金互研許可申請件
但し賦課金八四〇三円

裏面白紙



集排承認企第 九五號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大日本紡績株式会社
取締役会長 若田宗次印 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十八日
一月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業会（一）分組金庫止ニ並ニ三件ヲ積立預金庫成ニ許可申請件
賦課金四六八、六四三円（昭和二十二年十一月十二日合）

裏面白紙



集排承認企第 九六號

昭和二十三年 五月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

富士紡績株式會社
會長 坂 文平殿

三子押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、日本企業組織工業會、賦課金互排許可申請件
但し賦課金八七、八五円

裏面白紙

集排承認企第 九ノ號

昭和二十三年 三月 十九日



持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

富田洋行株式會社
會長 坂文平 殿

三ノ押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

一月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日華紡績同業會の分會金研出が、昭和二十三年十一月十二日分
分會金三〇三・六六三円（昭和二十三年十一月十二日分）

裏面白紙

集排承認企第 九八號

昭和二十三年三月廿五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

鐘淵紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本紡績同業會の分限全額ト之に伴、預金押込シ件
但し全額押込シ指是命令及日以、其ノ押込シ受入ラズ
特ニ、全額押込シ指是命令ト之に伴、

此上



裏面白紙

集排承認企第九九號

昭和二十三年三月十九日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本鋼管株式會社

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、川崎製鉄所設備復舊工事関係資金取用ノ件

條件付

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町二丁目一番地

● 株會社整理委員會

電話 銀座(57)三七八〇―二番

附帶條件

- 一、資金は金融緊急措置令及同改正に従い拂戻しを受けること、特定金融機関を貸出機関とするを得ない。
- 二、この覺書に依り許可せられた建設再建復興のため諸資材設備は公定價格で購入すること。
- 三、この覺書は当該借入又は預金の引出し必要とする該計画を実施するため資材設備施設に優先権を与えるものと解してはならない。又既存の關係諸規定方針年額優先権の適用を妨げない。
- 四、この覺書の同附から九十日以内にこの覺書による承認された建設再建復興状況に因する左記内容の報告書(英文四通 和文一通)を株會社整理委員會に提出すること。
- (一) 当該計画につき承認された完全な資金計算書
右の計算書には反擔済のもの及今後反擔し得るものを含み、尚当該計画

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京千代田区内幸町三丁目一番地

● 株會社整理委員會

電話銀座(57)三七八〇―一二番

完済のため支拂を必要とする場合はその支出概算見積を合むものとする。

(四) 計画の完済された割合

(ハ) 未完済の場合においては当該計画が完済されるべき予定日

(三) 工事が完済したときは、直ちに完済年月日、許可金額、支拂実績高に使用資材

或は設備が公定価格又はそれ以下で購入されたこと、工事完了等に記載した

報告書

裏面白紙



集排承認企第一〇〇〇號

昭和二十三年 三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東光電氣株式会社
取締役社長 福田豊 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

三月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、増資株引受関元公告及

裏面白紙

集排承認金第一〇一號

昭和二十三年 三月十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



金敷絹織株式會社

常務取締役

仙石 襄 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十一月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、金敷工場社宅配給所後田工事の件 (金額二カ四三〇〇円)
但し別紙の條件を附す

裏面白紙



集排承認企第 一〇二號

昭和二十三年三月三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

帝國鑛業開發株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、石原旭金と鐵工鐵波許の申請

裏面白紙



集排承認企第一〇三三號

昭和二十三年三月三十一日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植村

成

帝國礦業開發

株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 三 條の規定による申請承認の件
三月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、舊の軍資金の償還許可申請

裏面白紙

集排承認企第一〇四號

昭和二十三年 二月 二十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日産化学工業株式會社
取締役社長 里部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七九一條の規定による申請承認の件

三月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、武蔵工場災害緊急修理着手に關する伺書

裏面白紙

集排承認企第一〇五號

昭和二十三年 五 月 二十六 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱電機株式會社
常務取締役 関 義 長 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

二月 五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、世田谷工場事業設備購入並借入金許可申請件 (五三〇,〇〇〇円)
 - 二、中津川工場設備購入並借入金許可申請件 (二七五,四〇〇円)
- 附帯條件 (一、二、五通)
金融緊急措置令同日改正に基き、拂戻ヲ受ケラズ、特定金融機関ヨリ貸付金由トスルヲ得、貸付契約ハ貸借人 持株會社 締結スル

裏面白紙

集排承認企第一〇六號

昭和二十三年三月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



介致訪續株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

三受入

記

一、岡山縣早島町臺の上地購入件

但し今所定指道令及び附屬の基準等と適合する事
合致採用、貸出採用トス得也

裏面白紙

集排承認企第一〇七號

昭和二十三年 三月 二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

石川島重工業株式會社 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、第一工場内技師工場修工事(四九九八〇〇円)
別紙附書添付(里)

裏面白紙

集排承認企第一〇八號

昭和二十三年三月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、 栃木工場銑造設備建設(四九〇千円)
別紙附申付(別紙)

裏面白紙

集排承認企第一〇九號

昭和二十三年三月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本コロムビア株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、川崎市分譲住宅五棟購入ノ件

附帯條件

金融緊急措置令及同改正ニ基き拂戻ヲ受ケルヲ要ス

裏面白紙



集排承認企第一〇一〇号
昭和二十三年 月 日

企業第二部第一課

28. 3. 25

242

特株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

片倉工業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則
第七條の規定による申請承認の件
二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、貴社外五三号ノ岩山乾炭新増設及乾炭炭移設ノ件
係リ別添條付

裏面白紙

附帯條件

本覺書は當該借入又は預金引出を必要とする諸計畫を實施せんとするた
めの原材料、設備、施設に優先權を興えるものではない、又既存の關係
諸規定方針、手續、優先權の適用を排除するものではない。
資金は金融緊急措置令及同改正に基き拂戻をうけること。
本覺書により許可された建設、再建、復興のための諸資材は公定價格で
購入することを要す。

23. 3. 22

243

裏面白紙



集排承認企第一〇一號

昭和二十三年三月廿三日

日

企業第二部第一課

23.3.23 240

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

郡是製米株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

- 一、貴社に郡是製米第一三〇号「米文」工場従業員住宅新設の件
但し別添條件付

裏面白紙

附帯條件

本覺書は當該借入又は預金引出を必要とする諸計畫を實施せんとするた
めの原材料、設備、施設に優先権を與えるものではない、又既存の關係
諸規定方針、手續、優先権の適用を排除するものではない。
資金は金融緊急措置令及同改正に基き拂戻をうけること。
本覺書により許可された建設、再建、復興のための諸資材は公定價格で
購入することを要す。

23. 3. 22

24/

裏面白紙



集排承認企第一一〇號

昭和二十三年 三月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第一、二條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、慶和製鐵所用トラスク購入
金額 二六四三三圓

附帶添付

裏面白紙

集排承認企第一一三號

昭和二十三年 三月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第四課



238

控

日本紡業株式会社
取締役社長

岡部楠男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日立鉱山 事業設備（白金線製作）復旧の件
（所要資金 四八八〇円）

別紙附添条件付

裏面白紙

集排承認企第一一四號

昭和二十三年三月二十二日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植村

成



民生産業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

一、^{一字削除}第七條之三條の規定による申請承認の件

二月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、昭和二十一年大藏省令第九七號第三條規定に依り

會社従業員寮一部移轉許可申請書

附帶條件別紙

裏面白紙

昭和二十三年三月二十二日

東京府千代田区内幸町三丁目二番地
株式会社整理委員会
電話東京(55)三七八〇一二番

別紙

附帯条件

本契約書は当該借入又は預金引出を必要とする諸計畫を
実施せんとするたりの原材料、設備、施設に優先権を
與えるものではない、又既存の關係諸規定方針、手續、
優先権の適用を排除するものではない。
資金は金融緊急措置令及同改正に基き拂戻さう
けること。

本契約書により許可された建設、再建、復興のための
諸資材は公定價格で購入することを要す。

裏面白紙



集排承認企第一一五號

昭和二十三年 三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

倉敷絹織株式會社

常務取締役 仙石襄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{之三}の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、岡山工場社宅震災復旧工事の件 (金額五〇、六三八圓九五錢)

但し別紙の條件を附す

裏面白紙





集排承認企第一〇六號

昭和二十三年三月二十三日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

關東電氣工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、埼玉工場建物賣却（賣却價格一八〇、〇〇〇圓）の件

裏面白紙

業排承認企第 一七 號

昭和二十三年 三月 一 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



大和紡績株式會社
取締役社長 加藤 公人 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

一月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、福井工場用火ポンプ購入預金拂戻ノ件

條件

金取索定指置合及同改訂ニ基キ拂戻ヲ受ケルヲ要ス。特定ノ金融機
別ノ貸付機向トスルヲ得ナイ

裏面白紙

集排承認企第一一八號

昭和二十三年 三月二十三日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日産農林工業株式会社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七三條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、設備改良工事
(附帶条件別紙添付)

裏面白紙

昭和 年 月 日

東 代田區内寺町二丁目一番地
持株會社整理委員會
電話帳座(57)三七八〇一二番

附帶條件

本承認書は當該借入又は預金引取を必要とする
 諸計画を実施せんとするにのり原材料、設備施設に
 優先権を與へるものではない、又既存の關係―諸規定
 方針、手續、優先権の適用を排除するものではない、
 資金は金融緊急処分措置令及同改正に基き押戻
 をうけること

本承認書により許すに建設、再建、復興の
 ための諸資材は公定価格を購入することを要す

以上

裏面白紙

集排承認企第 一四九 號

昭和二十三年 三月 二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

文洋操業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、才三内丸(修理補装)し其至費一四九六〇円支拂
(別紙條件)承認件

裏面白紙

集排承認企第一〇〇〇號

昭和二十三年三月二十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

大洋漁業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、長崎支社所屬本館機網倉庫、補修ヲシ其費用一三五九。円を松
別紙條件付承認件

裏面白紙

集排承認企第一二一號

昭和二十三年 三月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第四課

日本鉱業株式會社
取締役社長

岡部楠男 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、荒川鉱山事業設備(新設)追加新設(件)
(所要資金 共計三九八七〇円)

別紙附帯添付

裏面白紙



集排承認企第一〇二二號

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

富澤隆株式会社
取締役長 植村 殿

三上 紳六

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一 小山工場中津工場大改修工場の及至生川工場什器器具購入
予金拂戻許可申請件
但し別紙付帯条件トス

裏面白紙

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機關を貸出機關とするを得ない。



集排承認企第 一〇三號

昭和二十三年 三月 一 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

大和紡績株式會社
取締役社長 加藤 正人 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 十 條の規定による申請承認の件

一月一六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、出雲工場長社宅購入トシニ半ノ借入金ノ件
條件
金融緊急措置會及同改ニ基キ料戻ヲ受ケルヲ要ス特定ノ金融
機関ノ貸出救済トスルヲ得ナイ
貸貸契約ノ貸借人ノ選擇ニヨリ解的シケル

裏面白紙



225

集排承認企第 / 二四號

昭和二十三年三月二十三日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



關東電氣工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、埼玉工場建物賣却（賣却金額一九二、〇〇〇圓）の件

裏面白紙

集排承認企第一二五五號

昭和二十三年三月三十日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本精工株式會社
事務取締役 堀口忠 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します (但し別紙條件付)

記

一、ビット排水工事施工ノ件

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区西幸町三丁目二番地
持世會社整理委員會
電話東京(57)三七八〇―二三番

附帶條件

本覚書は當該借入又は預金引出と必要とする諸計畫を
実施せんとするたりの原材料、設備施設の優先権を與ふる
ものなかり、又既存の關係諸規定方針、各種優先権の
適用を排除するものなかり。
預金は金融緊急措置法令及同改正に基き、拂戻を
うけること。
本覚書より許された建設、再建、復興のための諸
資材は公定価格で購入することと要す。

裏面白紙

集排承認企第一〇六號

昭和二十三年 五月二十五日



日本鋼管株式会社
取締役社長 永井重 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、自動車(セダン)購入のための借入れの件。

附帯條件(別紙)付。

裏面白紙

昭和 年 月 日

東 十代田區内幸町三丁目一番地
持株會社整理委員會
電話掛號(57)三七八〇一三番

附帶條件

金融緊急措置基金及同法に於て、折戻を受けたる
要す、特定の金融機関を以て、本機関とすべしを得るべし

裏面白紙

集排承認企第 一七七 號

昭和二十三年 五月 二十 日

控

日本郵船株式會社
取締役長 柳田 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 五月 十日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、郵船集會船「スチール」修理の件
附書件(別紙)付

裏面白紙

昭和 年 月 日

● 中千代山区内幸町三丁目一番地
持株會社整理委員會
電話掛號(57)三七八〇一二番

附帶條件

本會書は當該借入又は預金引出を必要とする設計画を
 完成せんとするための原材料、設備、施設に優先権を
 之らしくはない、又貯存り關係諸規定方針、手続、
 優先権の適用を排除するものではない。
 資金は金融緊急措置令及同改正に基き、拂戻を
 うけよこと。
 本會書により新す、または建設、再建、修築のための
 諸材料は公定価格で購入すこと必要す。

裏面白紙



集排承認企第一〇八號

昭和二十三年 三月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井鋳山株式会社
社長 山川良一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
二月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、操業中止中の製塩工場貸與 貸貸料月一七七円二三分

條件、貸貸契約は貸貸人の選任により解約し得るものとす

裏面白紙

集排承認企第一二九號

昭和二十三年三月二十三日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本窒素肥料株式會社

取締役社長

北山 恒 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノニ條の規定による申請承認の件

一月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、硫酸タンク車九台ヲ購入スル件

附帶條件

金融緊急措置令及回改正ニ基キ押戻ヲ受ケルヲ要ス

特定金融機関ヲ貸出機関トスルヲ得ナイ

裏面白紙

集排承認企第ノシノ號

昭和二十三年 三月二十三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



日本窒素肥料株式会社

取締役社長

北小恒 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

一月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、豫備ロータリーキルン及びスチル発生機賣却ノ件

附帶條件

賣却代金ハ直々ニ各社ノ銀行勘定ニ預金スルコト 特別整理
会社ヲアル場合ニハ決定整備計書ニ基キ支出スルヲ要ス

裏面白紙



集排承認企第一三一號

昭和二十三年三月二十三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋高圧工業株式会社

取締役社長

石毛郁治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七ノニ條の規定による申請承認の件
三月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、彦島工業所九〇。硫酸貯槽一基新設予算
超過許可申請書

裏面白紙

214

集排承認企第一三二號

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

二月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一 武豊工場中谷道路補修に關する件
附帯條件

本覺書は當該借入又は預金引出を必要とする諸計畫を實施せんとするため
の材料、設備、施設に優先權を與えるものではない、又既存の關係諸規定方
針、手續、優先權の適用を排除するものではない。資金は金融緊急措置令及
同改正に基き拂戻をうけること。本覺書により許可された建設、再建、復興
のための諸資材は公定價格で購入することを要す。

裏面白紙



集排承認企第一 多三號

昭和二十三年 三月二十三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二 條の規定による申請承認の件

二月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、武豊工場従業員住宅補修の件
附帯 條 件 本覺書は當該借入又は預金引出を必要とする諸計畫を實施せんとするため
原材料、設備、施設に優先権を與えるものではない、又既存の關係諸規定方針、手續、優
先権の適用を排除するものではない。資金は金融緊急措置令及同改正に基き拂戻をうける
こと。本覺書により許可された建設、再建、復興のための資材は公定價格で購入すること
を要す。

裏面白紙

集排承認企第一三四號

昭和二十三年三月二十四日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



日本無線株式會社

社長 河野廣水 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、長野縣諏訪市上諏訪清水ノ地下壕處分ノ件

附帶條件 賣却代金ハ直チニ各社ノ銀行勘定ニ預金スルコト、特經會社ノ場合ハ決定整備

計畫ニ基キ支出スル事。

裏面白紙



集排承認企第 一三五號

昭和二十三年 三月二十四日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本無線株式會社

河 野 廣 水 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一 東榮工業株式會社ニ對シ、長野縣諏訪市上諏訪ノ土地建物ヲ讓渡スルノ件

附帶條件 賣却代金ハ直チニ各社ノ銀行勘定ニ預金スルコト、特經會社デアル場合ニハ、決

定整備計畫ニ基キ支出スル事ヲ要ス。賣却代金ハ評價額一七三〇〇圓ヲ下ルチ

得ズ。

裏面白紙



2/10

集排承認企第

第一三六號

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



三機工業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

三月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員社を新設に付預金拂戻許可申請書の件
但し別紙附帯條件を付す

を登録用

裏面白紙



集排承認企第一三七號

昭和二十三年 三月 二十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

王子製紙株式會社
取締役 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、江戸川工場を名上株式會社に譲渡する事
附帯条件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第一三八號

昭和二十三年三月二十三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



東京芝浦電氣株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、東京事務所自家用電気の作物施設及屋内配線工事費支出ノ件（工事費 二四八、五〇五円）

右工事費ハ現在貴社が増納して居ル税金（物品税、所得税、法人税）完納ノ上支出ノコト。

裏面白紙

集排承認企業才ニル御

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

十一月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認
します

記

四字加入

一、硫酸工場を二次補修工事(工事費三三、七九、六〇〇円也)の件

附帯條件

別紙

追加事項

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

借入は特定の金融機関を指定しない

二 承認された建設が再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社監理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

／當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

（二）計畫完了の場合は建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定価格又はそれ以

下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）



集排承認企第一四〇號

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日中陶器株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、増資完了報告に因する臨時株主總會附議事項
附帯条件
増資の詳細に因し当季負会に報告する事。

裏面白紙

業排承認企第一四一號

昭和二十三年 三月 二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式会社神戸製鋼所
取締役社長 河永三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、軽金属圧延工業會の賦課金を私の件

裏面白紙

集排承認企第一四二號

昭和二十三年 五月二十五日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式会社神戶製鋼所
取締役社長 野永三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、共同銘考権股退登録の件

裏面白紙



集排承認企第一四三號

昭和二十三年 五月二十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 植 村

成

王子製紙株式會社
取締役社長 中島慶次殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一 共同資本一三五、〇〇〇円支拂の爲の預金引出

附帯條件

金証緊急措置令及同改正に基き、再處を受理する事す

裏面白紙

集排承認企第一四四號

昭和二十三年 三月二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



電気化学工業株式會社
取締役社長 近藤鉄次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

二京神八

第七條の規定による申請承認の件

一月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、青海六年四兩工場ノ設備ノ新設並ニ復旧ニ関シ、資金

追加借入申請ノ件

(註)借入金額一九二二、六〇〇、〇〇〇

附帯條件ノ別紙ノ通り

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
借入は特定の金融機關を指定しない

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社監理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

／當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

（二）計畫完了の場合は建設、再建、又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又はそれ以

下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日 迄 (単位千円)

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 $A - (B + C) - D$	承認金額 超過見込額	備考
	建物及工作物						
	機械						
	計						

註、1 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること。
2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと。

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機械	総合	備考
進捗割合		%	%	%	

(3) 完了予定日

裏面白紙

集排承認企第一四九號

昭和二十三年 〇月〇〇日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



神戶乳機株式会社
社長 井上良裕 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第〇七條の規定による申請承認の件

〇月 〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本社用貨物自動車購入及預金私取許可申請件
附帯事件
金融緊急措置法同法に基き、私取を多量に要する旨を
金融機関に貸出様用等々を提出し

裏面白紙



197

集排承認企第一四六號

昭和二十三年 〇月 〇日



神宮氣機株式会社
社長 村上良裕殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七〇條の規定による申請承認の件

〇月 〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物の貸借及積立私債の申請の件
附帯事件
金融緊急措置法に基き、私債を發行するに際し、貸借契約は貸借人より發行するに限り、

裏面白紙

集排承認企第 / 四又 號

昭和二十三年 三 月 二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



大東紡織株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

ニ添挿入

第 七 條の規定による申請承認の件

一月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、金町工場の空倉庫貸貸の件

但し本承認は左記事項を附帯條件とする。

1. 昭和二十三年七月八日附連合軍最高司令部覽書制限會社に対する

規制の件」に基き貸貸料は各社の銀行勘定に預金すること。

2. 貸貸契約は貸貸人の選擇により解約しうる。

裏面白紙



集排承認金第一四八號

昭和二十三年 三月二十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本毛織株式會社 殿

ニ字挿入

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、共同募金應募資金トシテ自由預金勘定ヨリ五〇、〇〇〇円拂戻シノ件

附帶條件

該資金ハ金融緊急措置法令及同改正ニ從テ拂戻シテ後ケルマド

裏面白紙

集排承認企第 二四九號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



大建産業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^三の規定による申請承認の件

二月十五 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、本町三丁目戦災建物及びその土地の賃貸契約許可申請件
附帯條件

昭和二十三年十二月八日附連合軍最高司令部電書、同限会社に對する特別條件に
基き、賃貸契約は該社の銀行勘定に預金すること、
賃貸契約は貸借人の選擇に多し解約し得ること。

裏面白紙



集排承認企第一五〇號

昭和二十三年 三月二十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日鉄鋳業株式会社

取締役社長 森田惠三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年二月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、昭和二十二年年度会費(三〇分) 二、〇〇〇円

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は前記計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手続、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

尚貸船契約、山下汽船、貸船ニテ解約ス

裏面白紙

集排承認企第一五一號

昭和二十三年三月廿四日

控

大改商船株式會社
取締役社長 伊藤武雄 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條ノニ條の規定による申請承認の件

二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、船舶運賃會社ノ金ニ對シテ債務保証額追加ノ件

裏面白紙

(控)

集排承認企第一五二號

昭和二十三年三月廿四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

山下汽船株式會社

取締役社長 森熊 三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、モーターラニケ修理並に後發に同する件
但し、解帶條件別紙の通り

裏面白紙

控

企 業 第 三 九 七 號

昭 和 三 十 三 年 三 月 廿 五 日

持 株 會 社 監 理 委 員 會

企 業 第 一 部 長

植

村

成

山 下 汽 船 株 式 會 社

取 締 役 長 森 能 三 郎

昭 和 三 十 三 年 三 月 十 七 日 附 責 命 第 一 號 申 請 ニ カ カ ル 左 記 ノ 件 ハ 悉

照 ト ナ リ マ シ タ カ ラ 此 段 御 通 知 申 シ マ ス

記

一 昭 和 三 十 三 年 三 月 分 進 加 豫 算 申 請 ノ 件 (案 第 三 九 七 號)

裏 面 白 紙



集排承認企第一五三號

昭和二十三年三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本榮器製造株式會社
取締役 川上喜加市 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、資本増加の件

條件増資新株引受人が、会社が過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定せられる
事實を知らざることにより後日不測の損害を蒙る如きことのない様留意する事

裏面白紙

集排承認企第 一五〇 號

昭和二十三年 五月 廿九 日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

住友電氣工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、関東經營者協會會費支拂の件

裏面白紙

集排承認企第一五九號

昭和二十三年 三月二十六日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大日本紡績株式會社 殿

ニテ
下

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

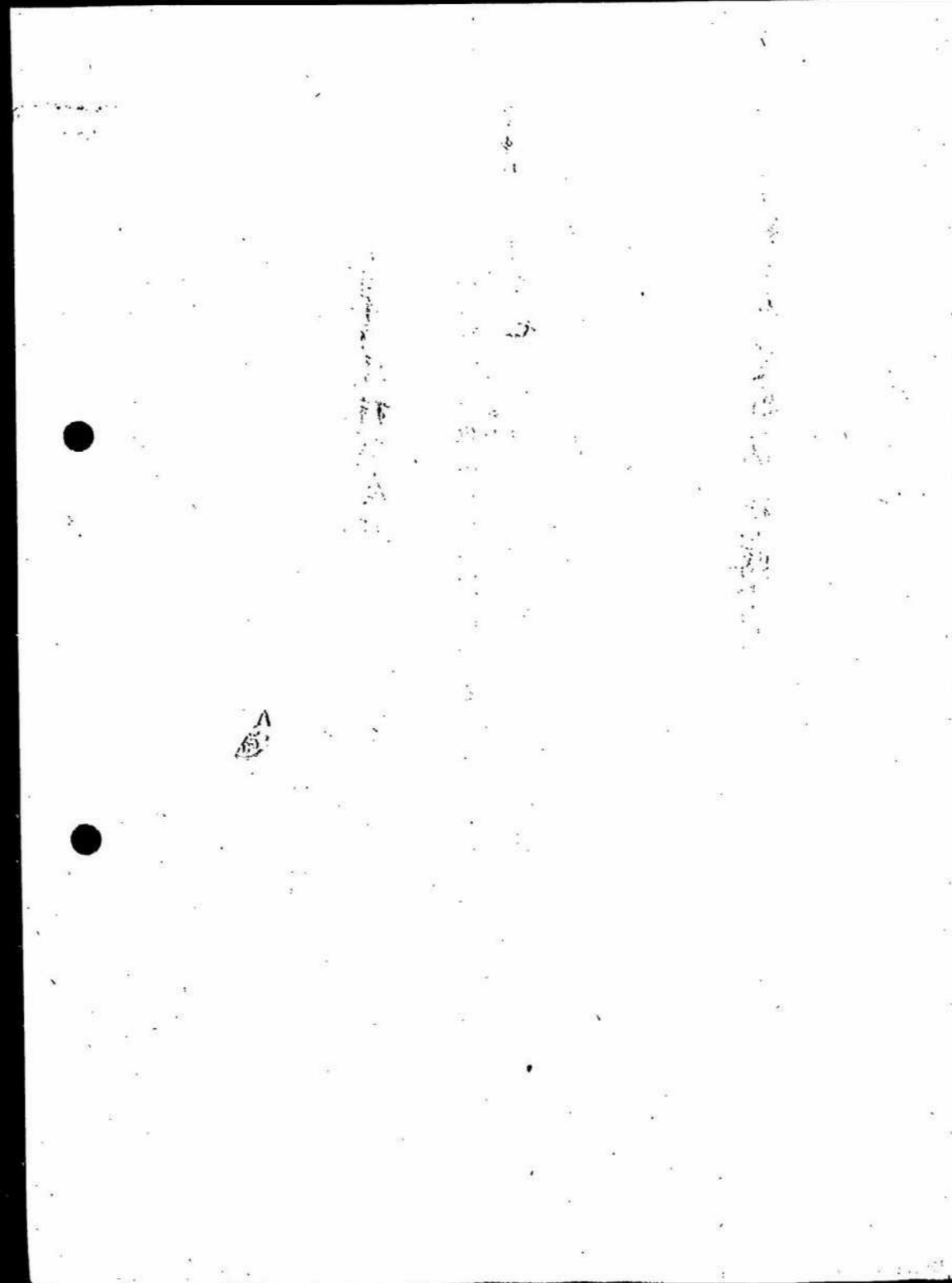
第七條の規定による申請承認の件

二月 二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、平島工場及び大高工場、社名購入件



附帯條件

- 一 金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を貸出機關とするを得ない。
- 二 貸借契約は貸借人選取に多解あり。
- 三 社宅購入価額申請書類不備あり。

裏面白紙

集排承認企第一五六號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



芝浦工業株式會社
取締役社長 佐藤武夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、工網製作所才才号小型自動車賣却許可申請の件
附帯條件
賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し、決定整備計画に基き
支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第一五七號

昭和二十三年三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、災害緊急修理着手に關する同意書 (日立工場)

一、全 (多摩工場)

一、全 (日立電線工場)

右全印別紙 附本号付付

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏面白紙

集排承認企第 一五八 號

昭和二十三年 三月 二十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本無線株式會社
社長 河野 藤水 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、關東経産者協會への会費支払の件

裏面白紙

集排承認企第一五九號

昭和二十三年 三月二十七日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



東洋高圧工業株式會社

取締役社長

石毛郁治殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年十二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、北海道工業所硫酸年産七〇〇〇噸工場建設豫算超過ト之ニ伴フ
借入金許可申請ノ件

附帶條件ノ別紙ノ通り

裏面白紙

附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
借入は特定の金融機關を指定しない
- 二 承認された建設費再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社監理委員會に提出のこと。
- （一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）
 - 1 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
 - 2 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
 - 3 完了予定日
- （二）計畫完了の場合は建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又はそれ以下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 迄 (単位千圓)

種別	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 $A - (B + C) = D$	承認金額 超過見込額	備考
建物及工作物						
機械						
計						

註、1/未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	建物及工作物	機械	総合	備考
進捗割合	%	%	%	

(3) 完了予定日

裏
面
白
紙



集排承認企第一六〇號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本窒素肥料株式會社
取締役社長 北山恒殿

二五坤八

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、化学肥料工業復興計画ニ基り事業設備拡張工事ニ關スル
追加資金申請ノ件
附帶條件、別紙ノ通り

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏面白紙



莫排承認企第一六一號

昭和二十三年三月廿六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本板硝子株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

二月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、四日市工場従業員合宿所購入許可申請の件

此等申請は、
一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
二十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
三十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
四十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
五十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
六十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
七十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
八十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十一、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十二、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十三、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十四、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十五、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十六、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十七、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十八、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
九十九、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。
百、貸借契約の締結人、選任により解約し得る。

裏面白紙

集排承認企第一六三號

昭和二十三年 五月二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



東京建物株式会社
取締役社長 深村謙三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第十七條の規定による申請承認の件

一月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、関東經營者協會より會費支拂許可申請一件

裏面白紙

1-3 173

集排承認企第一六三號

昭和二十三年 癸 月 廿六 日



持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

日産曲農林工業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資産処分許可申請の件

附帯条件

費部公債は直ちに各社の銀行口座に預金する事
又、現金準備計画に基き支出するを要す

裏面白紙

集排承認企第一六四號

昭和二十三年 三月二十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



昭和電工株式會社

社長 日野原節三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノ二條の規定による申請承認の件

別名

三月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大町工場ヨリ川口鑄造所へ工作機械（八尺プレナー）移管ノ件

以上

裏面白紙

集排承認企第一六九號

昭和二十三年三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



郡是製糸株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、廿二日附不斉...

小川マ協業系製造設備改修工事と借入金返済の件
別添修繕費付

企業第二部第一課

169

裏面白紙

東京都千代田区西幸町二丁目二番地
持株會社整正委員會

33. 3. 26

170

附 帶 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏 面 白 紙

集排承認企第一六六號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

扶桑金屬工業株式會社
専務取締役 廣田壽一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

昭和二十三年 第七條の規定による申請承認の件
十一月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、豊橋製作所に於ける製酪設備(粉乳及びバター製造)の新設
但し別紙附帯條件付

裏面白紙



集排承認企第ノ六ノ號

昭和二十三年三月二十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新南廣作殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第六

第七條の規定による申請承認の件

二月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、関東至業者協會昭和二十二年度會費(二十五分)支拂ノ件

以上

裏面白紙



集排承認企第一六八號

昭和二十三年 三月二十五日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本石上株會社
取締役社長 下津謙藏殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、關東經濟者協會昭和二十三年度會費支拂の件

裏面白紙

集排承認企第 一六九 號

昭和二十三年 〇月〇〇日



御名義株式会社
社長 井上良智 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第〇九條の規定による申請承認の件
〇月 〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、御名義株式會社に對し〇〇年度會費を支拂う件

裏面白紙

165



集排承認企第ノ七〇號

昭和二十三年 三月二十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本精工株式會社

專務取締役 堀口 忠 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、關東經營者協會に對する會費支拂許可申請の件

裏面白紙



164

集排承認企第一七一號

昭和二十三年三月二十五日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

控

三井精機工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく三續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記
關東經濟者協會
一、會費支拂の件 (四千五百)

裏面白紙



集排承認企第(七)シ號

昭和二十三年 三月 日

日立精機株式会社
東京府取手町勝間田正造 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
二月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、不動産賣却許可申請(件) (港区田町、土地建物)
右列紙附帯條件付

裏面白紙

附 帶 條 件

買却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理賣社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏
面
白
紙

集排承認企第一七三號

昭和二十三年 三月二十六日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第四課



大日本鉱業株式會社
取締役社長 田島堅吉 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
十二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、立又鉱山事業設備新設拡張実施所要資金借入の件
(所要資金 六二九六〇円)

別紙附帯條件付

裏面白紙

集排承認企第ノ又四號

昭和二十三年三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



日東紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

訂字ノ又

記

一、電氣機械信借の件
附帯の件
信借契約は信借人の選擇により解約しうる

裏面白紙



集排承認企第ノ七五號

昭和二十三年 三月 二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本建設株式會社 殿

社長 田路幹哉

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

加二字 第七條の規定による申請承認の件

昭和三十一年十二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本社物産新築資金四四三、〇〇〇円(内自由預金二〇〇,〇〇〇円)封鎖預金
二四二,〇〇〇円(現金引当の件)

修修 九千四百以内報告書提出の件 (司令部計の添付) E055/AL. SCAPI/11 5327.)
44095 (28. Feb. 48)

裏面白紙



集排承認企第 一七六 號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋ゴム工業株式會社

社長 富久力松 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大阪工場自動車タイヤ製造設備修理改良に關する件

附帶條件

別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第一七七號

昭和二十三年 三月二十六日



日産化学工業株式会社 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則
第七條の二條の規定による申請承認の件
二月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、放出工場專業設備改良（工學實六三五、〇〇〇圓）の件

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏 面 白 紙



集排承認企第 一七八 號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件

十二月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、富山工場追加補修工事（工事費二〇、六四五、〇〇〇圓）の件
附帶條件

工事進捗状況報告書を五月二十日迄に提出のこと

裏面白紙

集排承認企第一七九號

昭和二十三年三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

十二月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、従業員宿舍及敷地購入並に土地賃借に關する件

附帶條件

賃借契約は賃借人の選擇により解約し得る

裏面白紙

153



集排承認企第 一八〇 號

昭和二十三年 三月 二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

十一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、東京工場施設の一部を新設補修（工費一、九四二、五〇〇圓）の件
附帶條件

五月二十日迄に工事進捗状況報告書を提出のこと

裏面白紙



集排承認金第一八一號

昭和二十三年三月二十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國鐵道株式會社

取締役社長 佐々木義彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、此場大倉鐵道株式會社が、昭和二十二年四月に、同會社の附屬鐵道株式會社として、
三井銀行總舎から抽戻し預金全額を、同會社に、銀行から借入の件。

附帶條件一別紙

裏面白紙

集排承認企第一八二號

昭和二十三年 二月 二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱電機株式會社
事務取締役 関義長 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年二月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、福山工場設備新設並資金借入ノ件(金額三、三〇〇千円)
條件別紙添附

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

借入は特定の金融機關を指定しない

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社並埋委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

（二）計畫完了の場合は建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又はそれ以

下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告書

昭和 年 月 日 迄 (単位千円)

(1) 工事費支出計算

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 $A = (B + C) - D$	承認金額超過見込額	備考
	建物及工作物						
	機 械						
	計						

註、1 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機 械	綜 合	備 考
進捗割合		%	%	%	

(3) 完了予定日

裏
面
白
紙

1507

集排承認企第一八三號

昭和二十三年 五月 二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

古河鉛業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件
昭和二十三年五月二十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備移転工事費を個人所有申請

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

借入は特定の金融機關を指定しない

一 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

一 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。既在の關係諸別定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

一 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社監理委員會に提出のこと。

一 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗状況報告書の様式による一

一 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂済定別）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

一 計畫の進捗割合

一 完了予定日

一 計畫完了の場合には建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又は

それ以下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告

昭和 年 月 日 在 (単位千圓)

(1) 工事費支出計算

種別	承認金額 (A)	支払済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 $A - (B + C) = D$	承認金額 超過見込額	備考
建物及工作物						
償債						
計						

註/未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

種別	建物及工作物	償債	総合	備考
進捗割合	%	%	%	

(3) 完了予定日

裏面白紙



集排承認企第一八四號

昭和二十三年三月二十六日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

古河鑛業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は、^{條件附にて}承認になりましたから御通知します

記

一、足尾銅山重液選鑛設備新設と借入金許可申請

裏面白紙

附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて押戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。
- 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 五 次の報告書（英文五通和文三通）を特株監理委員會に提出のこと。
承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）
 - 一 別紙工事進捗状況報告書の様式による一
 - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 六 計畫の進捗割合
- 七 完了予定日

様 式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 在 (単位千圓)

種 別	項 目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 A-(B+C)-D	承認金額 超過見込額	備 考
建 物 及 工 作 物							
機 械							
	計						

註/未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のどと

(2) 工事進捗状況

割 合 類	建 物 及 工 作 物	機 械	綜 合	備 考
進 捗 割 合	%	%	%	%

(3) 完 了 予 定 日

裏
面
白
紙



集排承認企第 一八九 號

昭和二十三年 五月二十六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱礦業株式會社
取締役社長 羽仁 路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

條件附

一月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

- 一、事業設備新設 (尾古澤礦業所) 尾古澤礦業所 (第二次水害復舊) 工事資金借入許可申請
- 一、 (聯合森鐵山) 水害復舊
- 一、 (細倉礦業所) 水害復舊

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

借入は特定の金融機關を指定しない

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。既在の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による一

ノ 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂動定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

（二）計畫完了の場合は建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又は

それ以下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 在 (単位千圓)

種 別	項 目	承認金額 (A)	支払済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 A-(B+C)	承認金額 超過見込額	備 考
	建物及工作物						
	機 械						
	計						

註/未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

種 別	進 捗 率	建 物 及 工 作 物	機 械	合 計	備 考
進 捗 率	%	%	%	%	

(3) 完了予定日

裏
面
白
紙

集排承認企第一八六號

昭和二十三年 三月二十六日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井化學工業株式會社

取締役社長 榎本 好文殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、三池染料工業所~~核~~炭工場甲、乙~~機~~復舊工事と借入金
の件
附帶條件 別紙添付

裏面白紙

集排承認企第一八七號

昭和二十三年 三月二十九日



持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

扶桑金屬工業株式會社
專務取締役 廣田壽一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
昭和二十三年
十二月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

扶企第三七四號 記
一、資産賣却の件
(土地、建物、機械計七八二七〇二円也)
別紙附帶條件

裏面白紙

集排承認企第一八八號

昭和二十三年三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東寶株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資本増加の件

附帯條件
増資新株引受人が貴社が過度經濟力集中排除法才三條ノ
規定ニヨリ指定セラレタル事矣ヲ知ラサルコトニヨリ後日不測ノ
損害ヲ蒙ルカ如キコトノ無イ様留意スルコト

裏面白紙



集排承認企第一九〇號

昭和二十三年三月二十九日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

昭和備業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、別限會社資金借入社に預金押戻許可申請

(別添附帯條件附)

裏面白紙

集排承認企第一九一號

昭和二十三年 五月 二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 五月 二十九日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所々有地六三二坪三四五を運輸省へ賣却の件

附帯條件アリ

裏面白紙

134

企業第二部第一課

集排承認企第一九二號

昭和二十三年三月二十九日



特株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

郡是製糸株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから、御通知します

記

一、昭和二十三年十二月十日附二二郡本卷一〇三三號津山工場土地差支控並納り
一部を本卷一〇三三號津山工場土地差支控並納り許可金額全三五五八八九〇円也
別添條件付

裏面白紙

東京都千代田区内幸町二丁目一番地
持株會社整理委員會

附帶條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

23. 3. 29

裏面白紙



集排承認企第一九三號

昭和二十三年 三月 十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、延岡工場附屬住宅新設（工事費三、四六、二、四九、五、二四）の件

附帶條件

工事進捗狀況報告を五月二十五日迄に提出のこと

裏面白紙

集排承認企第一九四號

昭和二十三年 五月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

昭和二十三年 二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、以鐵八陸港運株式會社より八陸市所在建物土地購入の件

裏面白紙

集排承認企第 一九五號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



北海道炭礦汽船株式會社
工田嘉隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條のニ條の規定による申請承認の件
二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

一、
タール工業協會宛
合資支拂の件

裏面白紙



129



集排承認企第一九六號

昭和二十三年 三月 廿九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鉱山株式会社
取締役社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條之三條の規定による申請承認の件

二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

タール工業協會宛
會費支拂ノ件

裏面白紙

128

集排承認企第一九七號

昭和二十三年 三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ニ條の規定による申請承認の件

二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

タル工業協会の
一、 會費支拂の件

裏面白紙



集排承認企第一九八號

昭和二十三年 三月 九日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

日在鋼管株式会社
取締役社長 河田 貞 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二條の規定による申請承認の件
二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

タル工業株式会社
会長 文部 一 氏

記

裏面白紙

集排承認企第一九九號

昭和二十三年 三月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



三井物産株式會社
取締役社長 親友好又 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記
三井物産株式會社
社長 親友好又

裏面白紙

集排承認企第ニワハ號

昭和二十三年三月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱化成工業株式會社
取締役 森規夫 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記
三菱化成工業株式會社
公費支拂の件

裏面白紙



集排承認企第ニヨ一號

昭和二十三年 〇月 〇日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

白粉に厚工業株式会社

取締役 〇 〇 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第〇條の規定による申請承認の件

〇月 〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

一、
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

記

裏面白紙



集排承認企第 シマニ號

昭和二十三年 三月二十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

十二月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、硫酸濃縮釜購入の件

裏面白紙



122



集排承認企第二〇三號

昭和二十三年三月二十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

三月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、淨間工場財産處分の件（二〇〇〇、〇〇〇圓）

裏面白紙



業排承認企第 シマシ 號

昭和二十三年 三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

三月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、千舟工場設備補修（工事費四七、〇〇〇圓）の件

裏面白紙

集排承認企第 二〇五號

昭和二十三年 三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



旭化成工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月 / 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、延岡工場プラスチック部内に溶剤回収装置新設（工事費五、〇五七、四〇九圓）の件
附帶條件

工事進捗状況報告を五月三十一日迄に提出のこと

裏面白紙

集排承認企第ニハ六號

昭和二十三年 三月 三十一日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

白田工業株式會社
会長 坂 文平

殿

ニテ申入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、第三次復興元計画桐生小山警備隊大分四工場復興元計画一部変更
二、園元申請件
但し別紙、附帯條件ヲ附ス

裏面白紙

集排承認企第 二〇七號

昭和二十三年 三月三十日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



富士紡績株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

五十七号大

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、八尾工場所在総水洗機一台小山工場へ移転及び之が所要資金一千万円を金研炭
園より申請件
保左記別紙の附帯條件トス

裏面白紙

集排承認企第ニハ八號

昭和二十三年 三月二十九日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

富士紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

ニ字伸入

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、豊浜工場機械設備八尾工場へ移転各之が所要資産四〇〇〇〇円手金
拂戻三箇を申請件
但し別紙の附帯條件ヲ附ス

裏面白紙

集排承認企第 二一九號

昭和二十三年 三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日新化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

一月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、春日出工場 クローム染料工場設備復舊追加資金（三、九〇〇千圓）申請に關する件

附帶條件

別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第 三二〇 號

昭和二十三年 三月二十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 植村

成

大日本電氣株式会社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備の増設に要する費用の支拂許可申請書（録音製紙設備の件）



裏面白紙

集排承認企第ニ一一號

昭和二十三年 三月三十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱重工業株式会社

取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

〃月〃日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一月十五日申請
一、預金拂戻の件。(静岡工作部内係、三八二、六六六)。
附帯條件、金融緊急措置法令及令改正に基き払戻を受けるを要す。

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京千代田区内幸町二丁目一番地

株會社整理委員會

電話(株會社)三七八〇一二番

二 財産貸付の件 (一月二十九日申請)

広島県可部町近在羽幸巻園貸付料

附帯條件

貸付に依る収入は速かに銀行勘定に預入すること

貸付契約は貸付人の選好により解約し得ること

此置しおくこと

三 財産貸借の件

(一月二十四日申請) 神戸市近在無群子病院改築料

附帯條件

貸付契約は貸借人の選好により解約し得ること

四 財産處分の件

(一月二十三日申請) 理研工業銀五工場處在炭素鋼構外

附帯條件

売却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること

その支払は決定整理備計画に従ふこと

以テ

裏面白紙

集排承認企第 二一三號

昭和二十三年 二月 二十日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



昭和産業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 二 條の規定による申請承認の件

二月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、觀見工場従業員労務定率及賃金払出許可申請書

(大藏省労務課印)

裏面白紙

集排承認企第 二一三 號

昭和二十三年 三月 二十日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



井華紡業株式會社
事務取締役

田中外次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、四段島製鍊所淡水輸送船新造計画の件

(総予算 五八二,〇〇〇円)

別紙 附帯條件付

裏面白紙



集排承認企第 二一四 號

昭和二十三年 多 月 二十 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

古河鋳造株式會社
取締役社長 新海 英一 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

一月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、永松鋳造株式會社新舊旧工事借入金許可申請

（司印部承認あり、日附ありの通り）
A90 ps (11 Mar 28) 52d/154 52d/11 53/11-11

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて増戻しを受けること。

借入は特定の金融機關を指定しない

二 承認された建設、再編又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、雇員に對して優先權を與へたものと解してはならない。

現在の關係諸協定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持林會社監理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再編又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（承認の日から九

十日以内に提出のこと）

一 屬該工事進捗状況報告書の様式による一

ノ 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂済分別に）及び計畫完了

までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

二 計畫の進捗割合

三 完了予定日

（一）計畫完了の場合には建設、再編又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又は

それ以下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された額

金は何時でも提出のこと）

109

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 迄 (単位千圓)

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 $A = (B + C) - D$	承認金額超過見込額	備考
	建物及工作物						
	機械						
	計						

註 1 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機械	総合	備考
進捗割合		%	%	%	

(3) 完了予定日

裏面白紙



集排承認企第 千一五 號

昭和二十三年三月三十日

持株會社整理委員會

東洋高壓工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

石毛 郁治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二字挿入

昭和二十二年二月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、タノールホルマリン懇話會に對する會費支拂の件
附帶條件ノ別紙ノ通り

裏面白紙

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を
貸出機関とするを俾ない。

106

裏面白紙

集排承認金第二六號

昭和二十三年三月三十日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



東洋高壓工業株式會社

取締役社長 石毛 郁治 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

二字挿入

第七條

の規定による申請承認の件

昭和二十二年十二月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、尿素工場建設工事請負契約並に工事完了後該設備借受契約締結に關する件

附帯條件一別紙の通り

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
借入は特定の金融機關を指定しない

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社監理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

／當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

（二）計畫完了の場合は建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定價格又はそれ以

下で購入された旨を明示する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

4/10

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 迄 (単位千円)

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 $A = (B + C) - D$	承認金額 超過見込額	備考
	建物及工作物						
	機械						
	計						

註、1/未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること

2/承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機械	総合	備考
進捗割合		%	%	%	

(3) 完了予定日

裏面白紙

集排承認企第シノ七號

昭和二十三年 三月 三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



三井木材工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

十二月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、合板製造設備改良ニ依ル預金抽出許可申請件

以上

裏面白紙

集排承認企第 二一八 號

昭和二十三年 三 月 二十九 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



國 工 業 株 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{の二}の規定による申請承認の件

一月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備資金借入申請の件

二、平塚製作所事業設備資金を五、二五九、〇〇〇円(貸付金五、二五九、〇〇〇円)

貸付金に充てる条件に附す。

以て

裏 面 白 紙

集排承認企第ニ一九號

昭和二十三年三月三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



日清紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、富山工場復元資金七、三二、三〇円甲六八五、三〇〇円ヲ使用シ

富山工場ノ設備修繕スル件

附帶條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第 二二四號

昭和二十三年 三月 三十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

倉敷組織株式會社 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{の二}の規定による申請承認の件

二月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、岡山工場甲種倉庫を西條工場に移築工事許可申請の件

二、岡山工場甲種倉庫を倉敷工場に移築工事許可申請の件

但し新設の條件を附す。

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手続、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

集排承認企第 二二一號

昭和二十三年 三月 三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



株式會社 三越
取締役社長 岩瀬 英一郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備擴張(三井不動産株式會社より土地一、三五二坪を購入す。件) 係 件

一、取得價格の鑑定評價格(一〇、七二四、八二〇円)と同額を以て

三、三越は三月十九日より九月十日以内は一〇、七二五、〇〇〇円を増資し該増資資金を以て償ふを以て承認す。

裏面白紙

集排承認企第ニニニ號

昭和二十三年三月三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



三井不動産株式會社
代表取締役 井上逸郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條之二條の規定による申請承認の件

三月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

- 一、敷者處分(株式會社ニ悉に土地一、三五一坪を賣却す(件))
- 一、處分價格は鑑定評價格(一、〇、七、四、八、三〇圓)と同額なり

裏面白紙





集排承認企第ニニニ號

昭和二十三年三月三十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國人造絹絲株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資本増加(未押込徴収)認可申請の件

但し左の條件を附す

一、未押込徴収によつて得た資金は会社の旧勘定に属するものとす

二、南嶺株式整理委員會を含む全債権者に対する取扱は前項による

裏面白紙

集排承認企第 二二四號

昭和二十三年 五月 十一 日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

三菱重工業株式會社
取締役 藤原 昭 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 X 條の規定による申請承認の件 條件附

一月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、崎戸送電改良工事補助金支出許可申請
司令部承認番号、日附次の通り
No. 95- (11 mar 28) 555 / Ae
Sapp N 5370- A

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

借入は特定の金融機関を指定しない

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。

三 この承認は當該計費實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計費實施に必要な原材料、設備、建設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既在の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持林實地整理委員會に提出のこと。

（一）承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（承認の日から九

十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗状況報告書の様式による一

／當該計費のため承認された完全な資金前掛書（支拂済及び未拂済別紙）及び計費完了

までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

二 計費の進捗割合

三 完了予定日

（一）計費完了の場合には建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定価格又は

それ以下で購入された旨を明瞭する完全な資金計算書（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 在 (単位千圓)

種 別	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の 内未使用分 A-(B+C)=D	承認金額 超過見込額	備 考
建 物 及 工 作 物						
機 械						
計						

註 / 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割 合 類	建 物 及 工 作 物	機 械	綜 合	備 考
進 捗 割 合	%	%	%	%

(3) 完了予定日

裏
面
白
紙

總務課

集排承認企第 一五 號

昭和二十三年 月 拾 日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成



日本光學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

拾貳月拾六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、資産讓渡許可申請の件

讓渡物件及び其の所在地 横濱市戸塚區久部町一三五番地土地、建物(讓渡價格一六九、六三圓)
但し別紙條件を附す
G. H. C. 許可番號 Hypono - K. Morin Seisaku - 2339-A

裏面白紙





集排承認企第二二六號

昭和二十三年 西月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鋳山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

即ち三月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日比製鍊所硫酸工場修理の爲、神岡鋳業所より設備移転及移転費搬費支出
三五〇,〇〇〇円

別紙付帶條件付

裏面白紙



集排承認企第 三三三號

昭和二十三年 四月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鉱山株式会社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、竹原製錬所金室解作業のための設備改造工事 四八〇〇〇円

別紙付帯條件付

裏面白紙



集排承認企第ニシハ號

昭和二十三年 三月卅一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本窒素肥料株式會社

取締役社長 北山恒殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

二字挿入 第七條^{の七}の規定による申請承認の件

三月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、水俣工場硝酸工場の冷却器を硫酸工場に移轉据付の件

裏面白紙



集排承認企第 二一九號

昭和二十三年 四月 一日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

明治乳業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本増加の件

裏面白紙



集排承認企第 〇三〇號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

株式會社 三越 殿

取締役社長 岩瀬 貞一郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

三月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞與支給

條件

右賞與ノ支給ノノ取扱商品ノ公定價格他上ケノ基礎トナル生産費ノ引上ケヲ
求ザルル如ク留意セヨト

裏面白紙

85

集排承認企第ニ三一號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



大映株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條及第八條の規定による申請承認の件

三月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、決算 (自昭和二十三年八月一日) 及び利益金處分承認の件

二、役員賞与支給承認の件

附記
利益金を現金で支給し、利益金に充てられたるものは、利益金の支給に充てられたるものと見做す。

裏面白紙

集排承認企第ニ三ニ號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日活株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條及第八條の規定による申請承認の件

三月 四日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、決算 (昭和二十二年八月一日) 及び利益金處分案承認の件

二、役員賞与支給承認の件

附帯條件

利益金處分案中利益配当に關し、同社利益配当等臨時措置法第四條に基き、大藏省の承認を得の上、実行すべし。

裏面白紙

集排承認企第 〇三三號

昭和二十三年 四月 〇二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

三井精機工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産處分の件（沼津市處在土地一七、四、二坪七九の分）

附帯條件 賣却代金は、直ぐ銀行勘定の預金し、決定整理
計画の基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第 千〇〇四號

昭和二十三年 四月 〇日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 〇 條の規定による申請承認の件

三月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、富山製鐵所従業員住宅用地購入の件。(免地三五七坪)

所有者、石渡彰弘

別紙附帯條件あり

裏面白紙

集排承認企第ニ三五號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

控

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、富士製鐵所 工直用社尾及倉名所購入の件
 - (1) 工直用社尾 所有者 滝島芳助
 - (2) 工直用倉名所 所有者 山野吉松
- 別紙附帯件あり

裏面白紙

集排承認企第ニ三不號

昭和二十三年 四月 二 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



昭和飛行機工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十日日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

東京御西町^記御湖布下長洲^記中山五五五番地^記所在
一、建物(平島建倉庫一棟、建坪五二坪四分)處分一件
附帯物件一、表紙^記内全頁に貴社より履行勘定に款を^記し、決定^記給^記備^記
計割に基き^記支払^記する^記こと
二、表紙^記價格は^記評^記價^記額^記を^記五、〇〇〇圓と^記下^記す^記こと

裏面白紙



集排承認企第ニ三七號

昭和二十三年四月二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

理研工業株式會社
取締役社長加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七ノ二條の規定による申請承認の件
三月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、レール站ホンプ賣却の件
附帯條件
賣却の金は直ちに貴社の銀行勘定に預金すること、特別整理會社のある場合には
決定整理計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第ニ三八號

昭和二十三年 四月 二 日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

三井物産株式會社
社長 一井保造 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則
第 七 條の規定による申請承認の件
三月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産処分許可申請の件
(建四・青印)

以 上

裏面白紙



集排承認企第ニ三九號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

三井船舶株式會社
社長 一井保造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、既産地が許可申請の件
(宅地及建物ノ賣却)

裏面白紙



集排承認企第 二四〇 號

昭和二十三年 四月 二 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本郵船株式會社

社長 湯尾新南 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

三月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備擴張許可申請の件
(神戸 社地購入)

以上

裏面白紙

集排承認企第ニ四一號

昭和二十三年 四月 二 日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

三井船舶株式會社

社長 一 井 保 造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

三月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大牟田市所在元船員養成所の敷地、建物處分の件

附帶條件 別紙添付

裏面白紙

集排承認企第ニ四〇〇號

昭和二十三年 四月 〇 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

不二鐵鋼材工業株式會社

代表取締役 井村 荒喜

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

三月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、富山平所松本地建物と鋼材化学工業株式會社に表部より
個人別紙案件を通り

裏面白紙

附 帶 條 件

買却代金は直ちに各社の銀行融資に預金すること、特別準備金に支出するを要す。

譲渡先男工業株式会社の設立及び経営に能く同社が独占禁止法(特におおきく)の十三條及び十四條の規定を遵守し、且つ全面的に遵守することを、更に決定した買却價格は財産の評価額四三三、〇〇〇円を下ることと待たす。

裏面白紙

集排承認企第ニ四三號

昭和二十三年三月二十六日

特株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

東京建物株式會社
取締役社長 藤村謙二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は、^{條件付に}承認になり

ましたから御通知します



記

一、不動産処分(東京都新宿区角筈一丁目一番地(八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百一十、百一十一、百一十二、百一十三、百一十四、百一十五坪)五合五勺 所在土地)

附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金下さると、特別整理會社である場合には、決定整備計画に基き支出下さる要す。

裏面白紙



集排承認企第ニ四四號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



東京建物株式會社
取締役社長 藤村謙二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は、條件付にて承認になり

ましたから御通知します

記

一、不動産処分(東京都江東区深川木場三丁目八番地二、所在土地二十五坪五合)

附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金するも、特別經理會社である場合には、決定整備計画に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第 二四五 號

昭和二十三年 三月 二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

東京建物株式會社
取締役社長 藤村謙二 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

條件付にて

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、不動産処分(東京都江東区深川木場三丁目十番地四 所在地三十坪)

附帯條件

賣却代金け直ちに各社の銀行勘定に預金する。と、特別経理会社がある
場合には、決定整備計画に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第ニ四六號

昭和二十三年三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

東京建物株式會社
取締役社長 藤村謙二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

條件付にて承認になり

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します



記

一、不動産処分(東京都新宿区角筈港丁目番地六拾六、所在土地五拾四坪四合五分)

附帯條件

売却代金は直ちに各社へ銀行勘定に預金すること、特別経理會社である場合には、
決定整備計画に基き支出すること等。

裏面白紙

集排承認企第ニ四七號

昭和二十三年 三月二十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

東京建物株式會社
取締役社長 藤村謙二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は、^{條件付にて}承認になり

ましたから御通知します

寫

記

一、不動産処分(横浜市神奈川区神奈川通二丁目十二番地所在土地二十七坪八合二勺)

附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計画に基き支出するに要す。

裏面白紙

集排承認企第 二四八 號

昭和二十三年 四月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



三井化學工業株式會社
社長 榎 本 好 文 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
三月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、三池染料工業所職員共同住宅新設の件
附帶條件別紙添付

勅諭(可)第(三六)号

裏面白紙

集排承認企第ニ四九號

昭和二十三年 〇月 〇日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成



香取製鋼株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、金山製鋼(曾木村内高倉大洞雄物上院内真節) 讓渡許可申請 (別添附帯條件附)

裏面白紙

集排承認企第ニ五〇號

昭和二十三年 三月卅一日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日新化學工業株式會社

取締役社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

一字削除

第七條の二條の規定による申請承認の件

昭和二十二年十二月廿二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、メタノールホルマリン懇話會宛

會費支拂に關する件

附帶條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す

裏面白紙

集排承認企第ニ五一號

昭和二十三年 三月三十一日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



電氣化學工業株式會社

取締役社長 近藤 鐵次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第三章 第七條の規定による申請承認の件

昭和二十二年十二月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、メタノールホルマリン懇話會に對する會費支拂の件

附帯條件一別紙の通り

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京千代田区内幸町二丁目一番地
● 株式会社整理委員会
電話 陸奥局 三七八〇―二番

附帯條件
金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受ける
と要す。

裏面白紙

控

集排承認企第三五七號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

株式會社大丸

常務取締役 吉村重輝 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞与支給の件

附帯條件

生産高又は配分される物品の公定価格値上げの基礎となる生産費の引上げに
なうぬことを條件とする。

裏面白紙

集排承認企第ニ五三號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

東洋ゴム工業株式會社

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、従業員臨時給与支給に関する件
附帯條件

別紙を通り

裏面白紙

集排承認企第ニ五四號

昭和二十三年 四月 廿 日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永 井 三 郎

三菱銀行 株式會社
取締役 羽仁 謙之 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 九 條のニ 條の規定による申請承認の件
昭和二十三年 十一月 八 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備擴張工事留付借入許可申請(水産復興工事)

司印の許可あり
5/15 20765/205

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて増戻しを受けること。

借入は特定の金融機関を指定しない

一 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。

一 この承認は建設計画實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計画實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先権を與へたものと解してはならない。

既にの關係請負、万町、千町、復興債は例らの影響を受けない。

一 左記報告書（英文五通和文三通）を特殊買付整理委員會に提出のこと。

一 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗状況報告書の様式による

一 建設計画のため承認された完全な資金前算費（支拂済及び未拂済別）及び計画完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計画の進捗割合

3 完了予定日

一 計画完了の場合には建設、再建又は復舊のために使用された原材料、設備は公定価格又は

それ以下で購入された旨を明示する完全な資金前算費（完了前であつても要求された場合は何時でも提出のこと）

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日 在 (単位千圓)

種 別	承 認 金 額 (A)	支 拂 済 金 額 (B)	未 拂 勘 定 (C)	承認金額の 内未使用分 A-(B+C)=D	承認金額 超過見込額	備 考
建 物 及 工 作 物						
費 使						
計						

註 / 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

種 類	建 物 及 工 作 物	費 使	採 合	備 考
進 捗 概 合	%	%	%	%

(3) 完了予定日

裏
面
白
紙



集排承認企第ニ五五號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一八階市藤里町新住土化建物を渡辺伊若に賣却の件
別紙附帯条件つき

裏面白紙



集排承認企第 二五六 號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 一月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、小倉市東清水町新在^在地を上村栄に賣却の件
別紙附帶係件つき

裏面白紙



集排承認企第 二五七 號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鐵株式會社
取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、曳船順歩丸賣却の件
尚書條件つき

裏面白紙



集排承認企第ニ五八號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井鋳山株式会社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 二月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、三池製煉所合宿用家屋一棟買収 三七六、二〇〇円

裏面白紙



集排承認企第ニ五九號

昭和二十三年 四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鋸山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條のフの規定による申請承認の件

昭和二十三年四月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、茨島製煉竹工機材購入 四五〇,〇〇〇円

裏面白紙



集排承認企第ニエ。號

昭和二十三年

五月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井鉱山株式会社
社長 山川 良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年三月

(日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、炭島製煉所蓄電池索引車一台購入、軌道補修 四三〇、〇〇〇円

裏面白紙



集排承認企第 二六一號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

北海道炭礦汽船株式會社
取締役會長吉田喜成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 八月 八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、昭和二十二年下期水害復旧工事費 三八、三、四七五円

裏面白紙

集排承認企第ニホニ號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三井精機工業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、財産處分の件（昭津市處在土地三一〇五〇坪の分）

附帶條件

賣却代金は直ぐ銀行勘定に預金し、決定整立備
討函の基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第ニホシ號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱電機株式會社
常務取締役 關義長殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{のニ}の規定による申請承認の件

條件附

三月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、福山工場第一工場敷地処分^ニ關する件 (三〇人日付)

二、福山工場第二工場敷地処分^ニ關する件 (二一七八一七〇日)

附帯條件(一ニ^ニ共通)

當社代金の直下ニ銀行預金^ニ預金^ニし、特別整理會社不^レ入^ル場合^ニは
決定整理部訂便^ニ付^テ支^出ス^ル要^ス

裏面白紙

集排承認企第ニ六四號

昭和二十三年四月二日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日清株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、従業員賞与支給承認の件

附帯條件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる生産費の引上げを承認するものではない。

裏面白紙

集排承認企第ニ六五號

昭和二十三年 四月五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本郵政株式會社

社長 淺尾新南 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、貴社所有函館倉庫売却処分件
附帯物件 別紙添付

以上

裏面白紙

集排承認企第 六六號

昭和二十三年 四月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

東洋陶器株式会社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

三月 八 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員に対する越冬資金支給の件

附帯条件

一別紙の通り

裏面白紙

附 添 條 件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる、生産費の引上げを承認するものではない。

裏面白紙

集排承認企第ニ六七號

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

松竹株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

三月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、從業員賞與支給に関する件

附帶條件

賞與支給はこれによつて生ずる或は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる生ずる費用引上げを承認するものではない

裏面白紙

控

集排承認企第ニ六八號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

大洋傳業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、長崎冷蔵庫電動機修理件（一七五三六円）

朝鮮通信使 第一編 朝鮮通信使 第一編 (1720.11.25)

大坂 朝鮮通信使 第一編

18 年

1720

封

附帯條件

一 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

ニ 資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

三 承認された建設、再建又は復舊のための原材料は公定價格で購入のこと。

以

裏面白紙

集排承認企第ニ六九號

昭和二十三年 四月 五日

控

明治ベント株式会社
代表取締役 善七 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の五條の規定による申請承認の件
三月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、 東京支店従業員宿舍新設の件

裏面白紙

集排承認企第 二七〇 號

昭和二十三年 四月 五日



特株會社整理委員會
企業第一部長 植 村 成

日本水産株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 七 條の規定による申請承認の件
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、極洋捕鯨株式會社ト捕鯨船交換件



朝鮮國總督府
朝鮮總督府

朝鮮國總督府

朝鮮國總督府

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏
面
白
紙



集排承認企第ニ七一號

昭和二十三年 四月 五日

特殊會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

日本水産株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、戸畑支社社宅新設の件 (七三〇〇〇円)

附帯條件
賃貸契約の賃借人選擇より解約せらる

裏面白紙

集排承認企第 ㄨㄨ 號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



月清紡績株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、才二次紡績復元會令ニ周シ工場別復元内規等變更申請ノ件

附帶的件

別紙

保長

十一日 高橋新之助 全一 函之 工部局 新之助 新之助 新之助 新之助

ノ

八月 山崎 新之助 今 採 録

明治 三十二年 八月 山崎 新之助 採 録

田



附帯条件

一 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

二 資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

三 承認された建設、再建又は復舊のための原材料は公定價格で購入のこと。

以上

裏面白紙

集排承認企第 〇七三 號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



敷 紡 績 株 式 會 社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、高松市松山町高松紡績株式會社(五二二、三九四回)
但し、本會社が正しく銀行貸付金として、本會社に貸付金として貸付たこと

裏面白紙

集排承認企第 二七四號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

株會社 日本製鋼所

取締役社長 新谷哲次 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

三月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、廣島市仁保町新杜建物及土地を廣島市之貸貸の件

附帯條件

(一) 貸貸より収入は直ちに申請人の銀行勘定に預入れること

(二) 該貸貸は貸貸人の選任による解約しうること

裏面白紙

集排承認企第ニ七五號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、機械部 八咫電機一社 (従前) 片平忠吉
 - 二、電機部 十ヶ戸電機外資 () 宮河製作所
 - 三、電機部 三ヶ戸電機外資 () 水木電機工業所
 - 四、電機部 フライエ電機一社 () 飯野電工業
 - 五、電機部 八咫電機外資 () 東内電機工業(株)
- 附子材料 一、電機部 八咫電機外資 () 片平忠吉
 二、電機部 十ヶ戸電機外資 () 宮河製作所
 三、電機部 三ヶ戸電機外資 () 水木電機工業所
 四、電機部 フライエ電機一社 () 飯野電工業
 五、電機部 八咫電機外資 () 東内電機工業(株)

裏面白紙



集排承認企第ニ七六號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、電有工場自働車四台購入(二四三〇千円)
 - 一、笠戸工場自働車一五台購入(一八二五千円)
 - 一、水戸病院 医療器具購入(二四三〇千円)
 - 一、免戸工場工友用アパート購入及敷地借入
- 以上 附本資料付

裏面白紙



集排承認企第シ又ノ號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、小倉院工場土地建物売却 (三八五千元)
 - 一、全 全 (二九二円五〇銭)
 - 一、全 全 (二〇七八七円)
 - 一、全 全 (一、二五〇円)
 - 一、全 全 (二、五五九八円)
- 以上別紙附予台付

裏面白紙

控

集排承認企第ニ七八號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、小名浜工場土地交換(名地一九〇坪と八〇坪)

一、小名浜工場土地売却(一五、二四五坪)

一、小名浜工場機械売却(五、〇〇〇坪)

一、小名浜工場設備売却(四八、〇〇〇坪)

一、鬼首工場和服売却(三、〇〇〇坪)

附不台件付

裏面白紙

集排承認企第シ七九號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、安来工場第一鍛造工場是家補修

附の案件付

裏面白紙



集排承認企第 〇八〇號

昭和二十三年 四月 五日

特株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日立製作所 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、尾崎市所産木造瓦葺二階建一棟 四四坪三七 五割
一、尾崎工場 建物木造瓦葺二階建一棟 八六坪七二 五割
別紙附申付

裏面白紙

控

禁排承認企第〆八一號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立造船株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

三月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、性普五美子女士
別紙附布多件付

裏面白紙



集排承認企第〇八二號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

河野産業株式会社
代表取締役 河野 仁殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、改算工場の新築物を甲六七〇圖で改算化學工業株式会社に譲渡する事(河野)
條件—賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し決定整備計畫に基き支出するを要す

裏面白紙



25



集排承認企第〇八三號

昭和二十三年 四月 五日

特殊會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

川崎重工業株式會社
取締役 神島新七郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、土地を神戸市に五七、二四六圓四角の譲渡の件(可登秋二八号)
條件—賣却代金は直ちに銀行勘定に預金し決定準備金は基に支出する事

裏面白紙



集排承認企第ニ一四號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

川崎産業株式會社
代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、不要電話八本を四本ある箇に各個人に費却する事(川監収三三三号)
條件一費却代金は直ちに銀行勘定に預金し決定要備訂書に基き支出
するを要す。

裏面白紙

集排承認企第ニハ九號

昭和二十三年四月二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱電機株式会社
中務部長 関義長殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、福岡工場専用倒線工事許可申請(二四、二四六、五〇)
 - 二、長崎製作所敷設線田追加工事申請追加(五二、八、〇〇〇)
 - 三、事業設備移転申請(件) (神戸製作所敷設山工場より福岡工場へ移転)
- 附帯資料ハ一三三共通

裏面白紙

附帯條件

一 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

ニ 資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

三 承認された建設、再建又は復舊のための原材料は公定價格で購入のこと。

以上

裏面白紙



集排承認企第ニハ六號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱電機株式会社
常務取締役 岡義長 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件 條件附

二月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、名古屋製作所、工場、屋根、其他工場補修並に工場中央向仕切工事件(三八三〇号)
 - 二、伊丹製作所、工場、屋根、乾燥爐、走物機械、火災復旧工事一件
(建物復旧七〇八、七四三、四五〇 機械補修 五三、〇〇〇号)
- 附帯條件ハ一、二、三、共通

裏面白紙

附帶條件

一 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

二 資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

三 承認された建設、再建又は復舊のための原材料は公定價格で購入のこと。

以上

裏面白紙

集排承認企第チハ七號

昭和二十三年 四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本曹達株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十二月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、直江津工場倉庫處分の件

附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること。

特別經理會社である場合は決定整備計画に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第ノハハ號

昭和二十三年 四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本曹達株式會社

取締役社長 田中東扇 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、八光鐵業所固定資産糊却資産處分の件

附帶條件

破却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること。

特別經理會社である場合は決定整備計畫に基き支出すること。

裏面白紙

集排承認企第ニ八九號

昭和二十三年四月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本曹達株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、ターボ型冷凍機處分の件
附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること。

特別經理會社である場合は決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第 七九〇 號

昭和二十三年 四月 五日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村

成

丸善石油株式会社殿

ニテ申入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
二月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、土地建物讓渡許可申請書件
附帯條件
売却代金は道庁に各社の銀行勘定に貯金すること、特別整理会社による場合にも
決定整備計画に基き支拂するを要す。

裏面白紙

集排承認企第ニ九一號

昭和二十三年四月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦區本町三丁目
東洋通商銀行會社
取締役社長 新南慶作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、余部工場所有建物(寄居者在年六言坪八五)賣却の件

附帯条件

賣却代金は直ちに銀行勘定に預金すること

裏面白紙

集排承認企第〇九二號

昭和二十三年 四月 廿 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新岡廣作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の三}の規定による申請承認の件

三月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、川口工場専用變圧電設備新設並に變電口皿線工事費(五五〇五〇円)支出の件

裏面白紙

昭和 年 月 日

附帯条件

東京都代田区内幸町三丁目一番地
株會社整理委員會
電話掛號(57)三七八〇一三番

一、この承認は当該計画實施に要する(資金の借入)及び預金の引出しに對するものであつて
その計画實施に必要なる原材料設備施設に對して優先權を與へたものと解してはなら
ない

既存の關係諸規定方針手續優先權は何らの影響を受けない

二、資金は金融緊急措置令及同改正に從つて拂戻を受けること

三、承認された建設(再建)費用(復旧)のための原材料は公定價格で購入すること

以上

裏面白紙



集排承認企第 九 号

昭和二十三年 四月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日産化學工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

二月二〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、兵庫工場従業員厚生施設新設（工事費九九三、四六七圓九〇）の件

裏面白紙

集排承認企第 二九五號

昭和二十三年 四月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱電業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分の件 (一月二十三日附申請 長崎市所在木造平家建二棟の分)

二、 (一月二十三日附申請 長崎市所在木造平家建一棟六五坪の分)

右二件に対する附帯条件 委員却付金は銀行勘定に預金し決定整備計画を基に

支払するものと要す

裏面白紙



集排承認企第ニ九不號

昭和二十三年 四月 又日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鑛山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
一月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、目黒砥石工場倉庫建設 二八〇,〇〇〇円

裏面白紙



集排承認企第〇九〇號

昭和二十三年 〇 月 〇 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大和紡績株式會社
取締役社長 加藤 公 人

殿

まね入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

二月 五 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、廣島工場設備貸貸の件

條件

一、貸付料受領後各社に各社の銀行勘定に預金すること、特別経理
会社である場合には決定懸案計表に基き支出するを要す。

在昔大德之遠而正也 朕亦嘗思 聖德之隆 而此世之 隆也
能與之 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也
惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也

惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也
惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也
惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也

惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也



惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也 惟德之隆也



昭和 年 月 日

東京市麹町區内幸町二丁目一番地
持株會社整理委員會
電話銀座(分)三七八〇―二番

ニ日本純正食品工業株式會社の設立及び経営に於て同社が独占禁止法
特に第四章第拾一條第四章第拾四條(之のみに限定しない)を全
面的に遵守すこと

三. 貸貸契約は貸貸人の選擇により解約し得る。

四. 貸貸契約は持株會社整理委員會の管理のもとで行はれること。

更に日本純正食品工業株式會社の役員は之と協同的事業を営む
會社の役員となつてはならない。

裏面白紙

鳥

集排承認企第ニ九八號

昭和二十三年 四月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

理研工業株式会社
取締役社長 加藤徳衛殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

八月 五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、水産瓦葺ニ階建一棟賣却の件

(附帯條件別紙の通り)

裏面白紙

附帯條件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第〇九九號

昭和二十三年 四月 八 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大洋燠業株式會社 殿

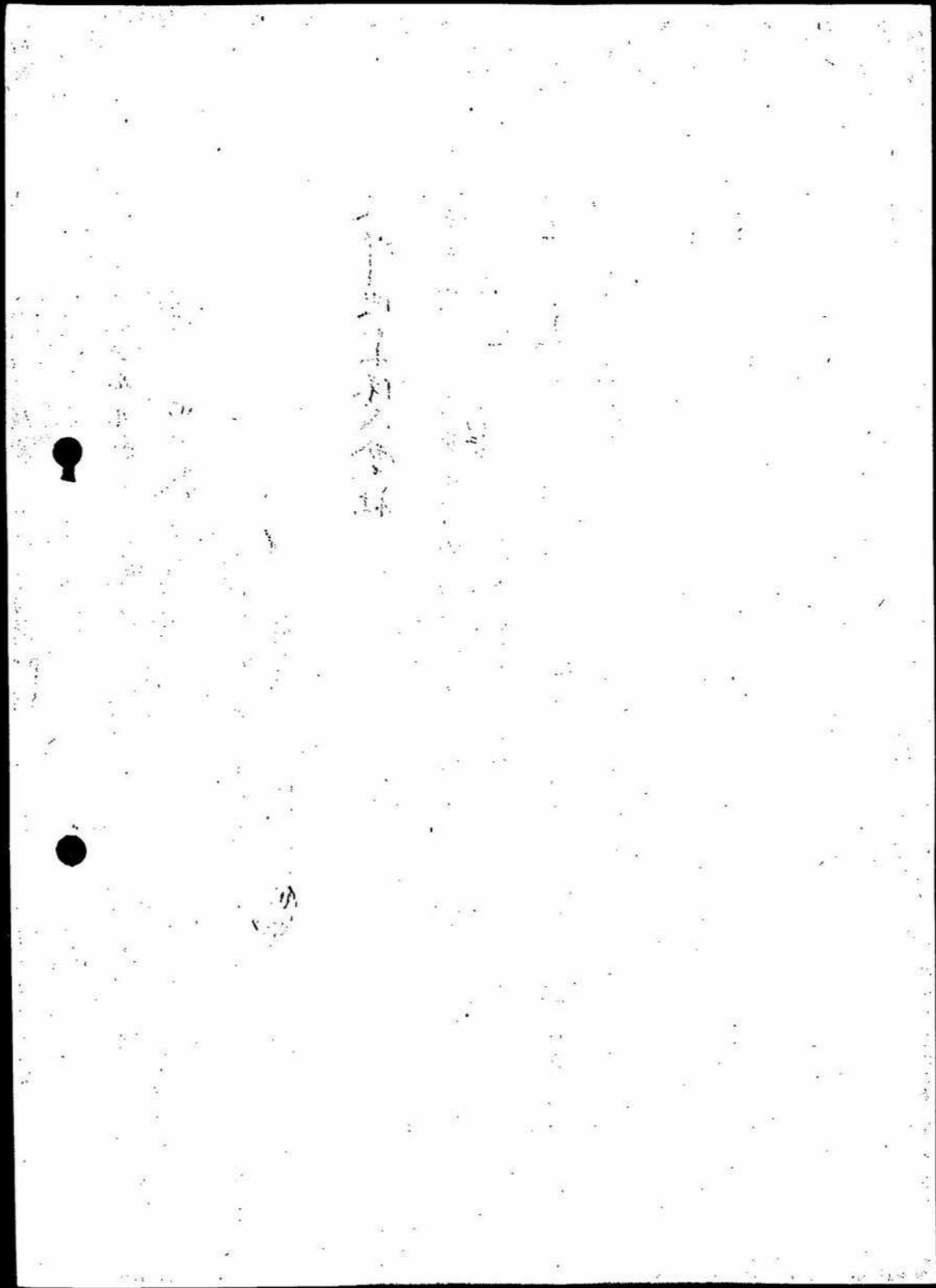
過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、



附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機關を
策出機關とするを得ない。

集排承認企第三〇〇號

昭和二十三年 四月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

關西ヘイント株式會社

常務取締役

佐々木 善七 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條~~〇~~本條の規定による申請承認の件

三月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員に對する生活補給金の支給

附帯條件別紙添付

但し役員に對する分は承認せず

